

旅館業法関連



旅館業法関連

1. 旅館業法	1
2. 旅館業法施行令	19
3. 旅館業法施行規則	23
4. 世田谷区旅館業法施行条例	29
5. 世田谷区旅館業法施行細則	37
6. 世田谷区旅館業の業務の適正な運営を確保するための要領	56

旅館業法

発令 : 昭和23年7月12日法律第138号

最終改正 : 令和5年6月23日号外法律第67号

改正内容 : 令和4年6月17日号外法律第68号[令和7年6月1日]

○旅館業法

[昭和二十三年七月十二日法律第百三十八号]

[総理・厚生大臣署名]

旅館業法をここに公布する。

旅館業法

[法律の目的]

第一条 この法律は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

[定義]

第二条 この法律で「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

2 この法律で「旅館・ホテル営業」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

3 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。

4 この法律で「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。

5 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。

6 この法律で「特定感染症」とは、次に掲げる感染症をいう。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第六条第二項に規定する一類感染症（第四条の二第一項第二号及び第二項第一号において単に「一類感染症」という。）

二 感染症法第六条第三項に規定する二類感染症（第四条の二第一項第二号及び第二項第一号において単に「二類感染症」という。）

三 感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症（第四条の二第一項第二号及び第二項第二号において単に「新型インフルエンザ等感染症」という。）

四 感染症法第六条第八項に規定する指定感染症であつて、感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて感染症法第十九条若しくは第二十条又は第四十四条の三第二項の規定を準用するもの（第四条の二第一項第二号及び第二項第三号において単に「指定感染症」という。）

五 感染症法第六条第九項に規定する新感染症（第四条の二第一項第二号及び第二項第二号において単に「新感染症」という。）

[営業の許可]

第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分違反して罰金以下の

刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

四 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

七 法人であつて、その業務を行う役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、次項において「第一条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。）

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定めるもの

4 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）については、当該学校が大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。）又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下この項において「公立大学法人」という。）が設置する学校であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長）、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であるときは都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長）の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。

5 第二項又は第三項の規定により、第一項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を付した書面をもつて、その旨を申請者に通知しなければならない。

6 第一項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を付することができる。

〔旅館業を譲渡する場合の地位の承継〕

第三条の二 前条第一項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が当該旅館業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人がその譲渡及び譲受けについて都道府県知事の承認を受け

たときは、譲受人は、営業者の地位を承継する。

2 前条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「譲受人」と読み替えるものとする。

〔法人の合併の場合の地位の承継〕

第三条の三 営業者たる法人の合併の場合（営業者たる法人と営業者でない法人が合併して営業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該旅館業を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該旅館業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。

2 第三条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人」と読み替えるものとする。

〔相続の場合の地位の承継〕

第三条の四 営業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第三条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第三条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る営業者の地位を承継する。

〔営業施設の整備等〕

第三条の五 営業者は、旅館業が国民生活において果たしている役割の重要性に鑑み、旅館業の施設及び宿泊に関するサービスについて安全及び衛生の水準の維持及び向上に努めるとともに、旅館業の分野における利用者の需要が高度化し、かつ、多様化している状況に対応できるよう、旅館業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上に努めなければならない。

2 営業者は、旅館業の施設において特定感染症のまん延の防止に必要な対策を適切に講じ、及び高齢者、障害者その他の特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供するため、その従業者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならない。

〔営業施設について講ずべき措置〕

第四条 営業者は、旅館業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

3 第一項に規定する事項を除くほか、営業者は、旅館業の施設を利用させるについては、政令で定める基準によらなければならない。

〔特定感染症のまん延防止に対する協力依頼〕

第四条の二 営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間に限り、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める協力を求めることができる。

一 特定感染症の症状を呈している者その他の政令で定める者 次に掲げる協力

イ 当該者が次条第一項第一号に該当するかどうか明らかでない場合において、医師の診断の結果その他の当該者が同号に該当するかどうかを確認するために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを厚生労働省令で定めるところにより営業者に報告すること。

ロ 当該旅館業の施設においてみだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないことその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

二 特定感染症の患者等（特定感染症（新感染症を除く。）の患者、感染症法第八条（感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者及び新感染症の所見がある者をいい、宿泊することにより旅館業の施設において特定感染症をまん延させるおそれがほとんどないものとして厚生労働省令で定める者を除く。次条第一項第一号において同じ。） 前号口に掲げる協力

三 前二号に掲げる者以外の者 当該者の体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じることその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

2 前項の特定感染症国内発生期間は、次の各号に掲げる特定感染症の区分に応じ、当該各号に定める期間（特定感染症のうち国内に常在すると認められる感染症として政令で定めるものにあつては、政令で定める期間）とする。

一 一類感染症及び二類感染症 感染症法第十六条第一項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたときから、同項の規定により国内での発生がなくなつた旨の公表が行われるまでの間

二 新型インフルエンザ等感染症及び新感染症 感染症法第四十四条の二第一項又は第四十四条の十第一項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたときから、感染症法第四十四条の二第三項の規定による公表又は感染症法第五十三条第一項の政令の廃止が行われるまでの間

三 指定感染症 感染症法第四十四条の七第一項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われ、かつ、当該感染症について感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて感染症法第十九条若しくは第二十条又は第四十四条の三第二項の規定が準用されたときから、感染症法第四十四条の七第三項の規定による公表が行われ、又は当該感染症について感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて感染症法第十九条及び第二十条並びに第四十四条の三第二項の規定が準用されなくなるまでの間

3 厚生労働大臣は、第一項第一号口及び第三号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者並びに旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 宿泊しようとする者は、営業者から第一項の規定による協力の求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

〔宿泊をさせる義務〕

第五条 営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

一 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。

二 宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。

三 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。

四 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

2 営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、前項各号のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする。

〔営業者のための対応指針〕

第五条の二 厚生労働大臣は、前二条に定める事項に関し、営業者が適切に対処するために必要な指針（以下この条において単に「指針」という。）を定めるものとする。

2 厚生労働大臣は、指針を定める場合には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者、旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者並びに旅館業の施設の利用者の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

〔宿泊者名簿〕

第六条 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより旅館業の施設その他の厚生労働省令で定める場所に宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、連絡先その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、都道府県知事の要求があつたときは、これを提出しなければならない。

2 宿泊者は、営業者から請求があつたときは、前項に規定する事項を告げなければならない。

〔報告徴収、立入検査等〕

第七条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事は、旅館業が営まれている施設において次条第三項の規定による命令をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該旅館業を営む者（営業者を除く。）その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 当該職員が、前二項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

〔基準に適合させるための必要な措置命令等〕

第七条の二 都道府県知事は、旅館業の施設の構造設備が第三条第二項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該営業者に対し、相当の期間を定めて、当該施設の構造設備をその基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、旅館業による公衆衛生上の危害の発生若しくは拡大又は善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため必要があると認めるときは、当該営業者に対し、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、この法律の規定に違反して旅館業が営まれている場合であつて、当該旅館業が営まれることによる公衆衛生上の重大な危害の発生若しくは拡大又は著しく善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該旅館業を営む者（営業者を除く。）に対し、当該旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

〔営業の許可の取消し、営業の停止〕

第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項各号（第四号を除く。）に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十四条、第七十五条、第八十二条又は第八十三条の罪

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）に規定する罪（同法第二条第四項の接待飲食等営業及び同条第十一項の特定遊興飲食店営業に関するものに限る。）

三 売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）第二章に規定する罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二章に規定する罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二章に規定する罪

〔国立大学の学長等の意見の陳述〕

第八条の二 国立大学の学長その他第三条第四項に規定する者は、同条第三項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内にある旅館業の施設の構造設備が同条第二項の政令で定める基準に適合しなくなつた場合又は営業者が同条第三項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内において第四条第三項の規定に違反した場合において、当該施設の清純な施設環境が著しく害されていると認めるときは、第七条の二（第三項を除く。）又は前条に規定する処分について都道府県知事に意見を述べることができる。

〔聴聞等の方法の特例〕

第九条 第八条の規定による処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の一週間前までにしなければならない。

2 第八条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

〔国及び地方公共団体の措置〕

第九条の二 国及び地方公共団体は、営業者に対し、旅館業の健全な発達を図り、並びに旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進するため、必要な資金の確保、助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

〔罰則〕

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の規定に違反して同項の規定による許可を受けないで旅館業を営んだ者

二 第八条の規定による命令に違反した者

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項又は第六条第一項の規定に違反した者

二 第七条第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第七条の二第二項又は第三項の規定による命令に違反した者

第十二条 第六条第二項の規定に違反して同条第一項の事項を偽つて告げた者は、これを拘留又は科料に処する。

〔両罰規定〕

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第十条又は第十一条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

〔施行期日〕

第十四条 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

〔従前の命令による営業許可〕

第十五条 この法律施行の際、現に従前の命令の規定により営業の許可を受けて旅館業を営んでいる者は、それぞれ第三条第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

〔届出による営業の継続〕

第十六条 昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに旅館業を営み、この法律施行の際現にこれを営んでいる者は、この法律施行の日から二月間は、第三条第一項の規定にかかわらず、引き続きこれを営むことができる。

2 前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 前項の届出をした者は、それぞれ第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

附 則〔昭和二五年三月二八日法律第二六号〕

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附 則〔昭和三一年六月一二日法律第一四八号〕

- 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）の施行の日〔昭和三一年九月一日〕から施行する。
- 2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に関し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。

附 則〔昭和三二年六月一五日法律第一七六号〕

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行の際現に従前の第三条第一項の規定による許可を受けて旅館業を営んでいる者は、それぞれその業態に応じこの法律による改正後の第三条第一項の規定によりホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業又は下宿営業の許可を受けたものとみなす。
- 3 前項の者がこの法律の施行の際現にその営業の用に供している施設については、この法律の施行後三年間は、その構造設備がこの法律による改正後の第三条第二項の規定に基く政令で定める基準に適合しない場合においても、従前の規定による基準に適合している限り、この法律による改正後の第七条の二の規定を適用しない。
- 4 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔昭和三三年三月三一日法律第二五号〕

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
（経過規定）
- 2 この法律の施行前に婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令（昭和二十二年勅令第九号）に規定する罪を犯したことを理由とする第三条第一項の許可の取消又は営業停止の処分については、なお従前の例による。

附 則〔昭和三四年二月一〇日法律第二号抄〕

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和三四年二月政令一八号により、昭和三四・四・一から施行〕

附 則〔昭和三六年六月一七日法律第一四五号〕

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十四号）の施行の日〔昭和三六年六月一七日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和三七年九月一五日法律第一六一号抄〕

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔昭和四三年六月一〇日法律第九四号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

(経過規定)

- 2 この法律の施行前にこの法律による改正前の旅館業法第三条第三項の規定により都道府県知事が市町村の設置する高等専門学校以外の学校について都道府県の教育委員会に意見を求めた場合における当該事務の処理については、なお従前の例による。

附 則〔昭和四五年五月一八日法律第六五号〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

- 2 この法律の施行前にした第三条第一項の許可については、この法律の施行の日から二箇月以内の期間に限り、改正後の同条第六項の規定による善良の風俗の保持上必要な条件を附することができる。

附 則〔昭和五四年一二月二五日法律第七〇号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条から第四条まで及び次項から附則第四項まで、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

〔昭和五五年五月政令一一八号により、昭和五五・六・一から施行〕

- 二 〔略〕

(経過措置)

- 2 第一条から第四条までの規定の施行前に都道府県知事がした許可等の処分その他の行為又はこれらの規定の施行の際現に都道府県知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、これらの規定の施行の日以後において保健所を設置する市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、これらの規定の施行の日以後においては、保健所を設置する市の長のした許可等の処分その他の行為又は保健所を設置する市の長に対して行つた許可の申請その他の行為とみなす。

- 9 この法律（附則第一項各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為及び附則第六項又は第七項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔昭和五九年八月一四日法律第七六号抄〕

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和五九年一月政令三一八号により、昭和六〇・二・一三から施行〕

附 則〔昭和六〇年一二月二四日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一・二 〔略〕

三 第七条から第九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

四～七 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる場合における第十一条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成五年十一月一二日法律第八九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日〔平成六年一〇月一日〕から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成六年六月二九日法律第四九号抄〕

(施行期日)

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日〔平成七年四月一日〕から〔中略〕施行する。

附 則〔平成六年七月一日法律第八四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

附 則〔平成八年六月二一日法律第九一号〕

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一〇年五月八日法律第五五号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成一〇年八月政令二七六号により、平成一一・四・一から施行〕

附 則〔平成一一年五月二六日法律第五二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一一年一〇月政令三二二号により、平成一一・一一・一から施行〕

(検討)

第六条 児童買春及び児童ポルノの規制その他の児童を性的搾取及び性的虐待から守るための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況、児童の権利の擁護に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一一年七月一六日法律第八七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

二～六 〔略〕

(厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置)

第七十四条 施行日前にされた行政庁の処分に係る第四百四十九条から第五百一条まで、第五百七条、第五百八条、第六十五条、第六十八条、第七十条、第七十二条、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第八十三条、第八十八条、第九十五条、第二百一条、第二百八条、第二百十四条、第二百九条から第二百二十一条まで、第二百二十九条又は第二百三十八条の規定による改正前の児童福祉法第五十九条の四第二項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十二条の四、食品衛生法第二十九条の四、旅館業法第九条の三、公衆浴場法第七条の三、医療法第七十一条の三、身体障害者福祉法第四十三条の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十二第二項、クリーニング業法第十四条の二第二項、狂犬病予防法第二十五条の二、社会福祉事業法第八十三条の二第二項、結核予防法第六十九条、と(ハ)畜場法第二十条、歯科技工士法第二十七条の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八の二、知的障害者福祉法第三十条第二項、老人福祉法第三十四条第二項、母子保健法第二十六条第二項、柔道整復師法第二十三条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四条第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一条第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五条の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前

のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

附 則〔平成一二年五月三十一日法律第九一號抄〕

（施行期日）

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日〔平成一三年四月一日〕から施行する。

附 則〔平成一五年七月一六日法律第一一七號抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。〔後略〕

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一七年一月七日法律第一二三號抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条、第四十四条、第一百一条、第一百三条、第一百六条から第一百八条まで及び第二百十二条の規定 公布の日

二 〔前略〕附則第十八条から第二十三条まで、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条〔中略〕の規定 平成十八年十月一日

三 〔略〕

(罰則の適用に関する経過措置)

第二百二十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一八年六月七日法律第五三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年八月三〇日法律第一〇五号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 〔前略〕第二十三条から第二十七条まで〔中略〕の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで〔中略〕の規定 平成二十四年四月一日

三～六 〔略〕

(旅館業法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 第二十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の旅館業法（以下この条において「新旅館業法」という。）第三条第三項第三号の規定に基づく保健所を設置する市（地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下この条において同じ。）又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める施設は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める施設とみなす。

2 第二十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法第四条第二項の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

3 第二十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法第五条第三号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める事由は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める事由とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

〔平成二四年八月二二日法律第六七号抄〕

（罰則に関する経過措置）

第七十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 〔平成二四年八月二二日法律第六七号〕

沿革

平成二五年一月一三日号外法律第一一二号〔持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律附則三条による改正〕

この法律は、子ども・子育て支援法〔平成二四年八月法律第六五号〕の施行の日〔平成二七年四月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

二～五 〔略〕

附 則 〔平成二五年一月一三日法律第一一二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則 〔平成二六年六月二五日法律第七九号抄〕

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 〔略〕

附 則 〔平成二七年六月二四日法律第四五号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二七年一月一政令三八一号により、平成二八・六・二三から施行〕

附 則 〔平成二八年五月二〇日法律第四七号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則 〔平成二九年一月一五日法律第八四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条、第九条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

〔平成三〇年一月政令二〇号により、平成三〇・六・一五から施行〕

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、当該規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の旅館業法（以下「旧旅館業法」という。）

第三条第一項の許可を受けて旧旅館業法第二条第二項に規定するホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業を営んでいる者は、この法律による改正後の旅館業法（以下「新旅館業法」という。）

第三条第一項の許可を受けて新旅館業法第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業を営む者とみなす。

第四条 新旅館業法第八条（旅館業法第三条の二第一項に規定する営業者が新旅館業法第三条第二項各号（第四号を除く。）に該当するに至ったときに係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の

際現に新旅館業法第三条第二項第一号、第二号、第三号（旅館業法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者に係る部分を除く。）、第六号（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が新旅館業法第三条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当するものに係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第七号（法人であって、その業務を行う役員のうち新旅館業法第三条第二項第一号、第二号又は第三号（旅館業法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者に係る部分を除く。以下この条において同じ。）のいずれかに該当する者があるものに係る部分に限る。以下この条において同じ。）のいずれかに該当している旧旅館業法第三条第一項の許可を受けて旧旅館業法第二条第一項に規定する旅館業を営んでいる者が、引き続き新旅館業法第三条第二項第一号、第二号、第三号、第六号又は第七号のいずれかに該当している場合については、この法律の施行の日（次条及び附則第十条において「施行日」という。）から起算して三年を経過する日までの間は、適用しない。

（施行前の準備）

第五条 新旅館業法第三条第一項の許可を受けて新旅館業法第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業を営もうとする者は、施行日前においても、新旅館業法第三条第一項の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）は、前項の規定による許可の申請があった場合には、施行日前においても、新旅館業法第三条第二項から第六項までの規定の例により、その許可を与えることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において同条第一項の許可を受けたものとみなす。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正）

第六条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十二年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（地方税法の一部改正）

第七条 地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（奄美群島振興開発特別措置法等の一部改正）

第八条 次に掲げる法律の規定中「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

- 一 奄美群島振興開発特別措置法（昭和三十九年法律第八十九号）第十一条第四項第一号
- 二 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和三十四年法律第七十九号）第十一条第四項第一号
- 三 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項

（通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の一部改正）

第九条 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（罰則に関する経過措置）

第十条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月一四日法律第三七号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 〔前略〕第七十七条〔中略〕の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三・四 〔略〕

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔令和五年六月一四日法律第五二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

〔令和五年一月政令三二九号により、令和五・一二・一三から施行〕

(検討)

第二条 政府は、第一条の規定による改正後の旅館業法（以下この条及び次条において「新旅館業法」という。）第四条の二第一項の規定による協力の求め（同項第三号に掲げる者にあつては、当該者の体温その他の健康状態その他同号の厚生労働省令で定める事項の確認に係るものに限る。）を受けた者が正当な理由なくこれに応じないときの対応の在り方について、旅館業（旅館業法第二条第一項に規定する旅館業をいう。次項及び次条第三項において同じ。）の施設における特定感染症（新旅館業法第二条第六項に規定する特定感染症をいう。）のまん延防止を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、過去に旅館業の施設において第一条の規定による改正前の旅館業法第五条の規定の運用に関しハンセン病の患者であった者等に対して不当な差別的取扱いがされたことを踏まえつつ、新旅館業法第五条第一項の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(旅館業法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）

は、当分の間、新旅館業法第三条の二第一項の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならない。

2 営業者（新旅館業法第三条の二第一項に規定する営業者をいう。）は、当分の間、新旅館業法第五条第一項第一号又は第三号のいずれかに該当することを理由に宿泊（旅館業法第二条第五項に規定する宿泊をいう。次項において同じ。）を拒んだときは、厚生労働省令で定める方法により、その理由等を記録しておくものとする。

3 新旅館業法第六条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅館業の施設に宿泊を開始した者について適用し、施行日前に旅館業の施設に宿泊した者（施行日以後も引き続き同一の旅館業の施設に宿泊している者を含む。）については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔令和五年六月二三日法律第六六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

(検討等)

第二十条 政府は、性的な被害に係る犯罪規定が社会の受け止め方を踏まえて処罰対象を適切に決すべきものであるという特質を有し、また、その改正がそれぞれの時代の性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応していること等に鑑み、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）の規定（以下「新刑法等の規定」という。）の施行の状況を勘案し、新刑法等の規定の施行後の性的な被害の実態及びこれに対する社会の受け止め方や社会の意識、とりわけ性的同意についての意識も踏まえつつ、速やかに性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の検討がより実証的なものとなるよう、性的な被害を申告することの困難さその他性的な被害の実態について、必要な調査を行うものとする。

（周知）

第二十一条 政府は、新刑法等の規定が、性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応して、刑罰を伴う新たな行為規範を定めるものであることに鑑み、その趣旨及び内容について国民に周知を図るものとする。

附 則〔令和五年六月二三日法律第六七号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

旅館業法施行令

発令　　：昭和32年6月21日政令第152号

最終改正：令和5年11月15日政令第330号

改正内容：令和5年11月15日政令第330号[令和5年12月13日]

○旅館業法施行令

〔昭和三十二年六月二十一日政令第百五十二号〕

〔総理・文部・厚生大臣署名〕

旅館業法施行令をここに公布する。

旅館業法施行令

内閣は、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第二項及び第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（構造設備の基準）

第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 一客室の床面積は、七平方メートル（寝台を置く客室にあつては、九平方メートル）以上であること。
 - 二 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。
 - 三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
 - 四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。
 - 五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
 - 六 適当な数の便所を有すること。
 - 七 その設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。
 - 八 その他都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下この条において同じ。）が条例で定める構造設備の基準に適合すること。
- 2 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 客室の延床面積は、三十三平方メートル（法第三条第一項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を十人未満とする場合には、三・三平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。
 - 二 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね一メートル以上であること。
 - 三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
 - 四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
 - 五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
 - 六 適当な数の便所を有すること。
 - 七 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。
- 3 法第三条第二項の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
 - 二 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
 - 三 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
 - 四 適当な数の便所を有すること。

五 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

(構造設備の基準の特例)

第二条 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであつて、厚生労働省令で定めるものについては、前条第一項又は第二項に定める基準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定めることができる。

(利用基準)

第三条 営業者は、旅館業の施設を利用させるについては、次の基準によらなければならない。

一 善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。

二 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。

(法第四条の二第一項第一号の政令で定める者)

第四条 法第四条の二第一項第一号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 特定感染症の症状を呈している者

二 特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者(前号に掲げる者を除く。)

(法第四条の二第一項第一号ロの協力)

第五条 法第四条の二第一項第一号ロの政令で定める協力は、次のとおりとする。

一 旅館業の施設においてみだりに客室その他の営業者の指定する場所から出ないこと。

二 体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じること。

三 前二号に掲げるもののほか、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。)第十六条第一項その他の感染症法の規定に基づいて厚生労働大臣が特定感染症の予防若しくはそのまん延の防止に必要なものとして公表した内容又は特定感染症に係る新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第十八条第一項に規定する基本的対処方針において同法第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置として定められた内容(次条二号において「特定感染症に係る公表又は基本的対処方針の内容」という。)に即して、法第四条の二第一項第一号ロの協力として法第五条の二第一項に規定する指針で定めるもの

(法第四条の二第一項第三号の協力)

第六条 法第四条の二第一項第三号の政令で定める協力は、次のとおりとする。

一 体温その他の健康状態その他法第四条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じること。

二 前号に掲げるもののほか、特定感染症に係る公表又は基本的対処方針の内容に即して、法第四条の二第一項第三号の協力として法第五条の二第一項に規定する指針で定めるもの

(法第四条の二第二項の政令で定める感染症及びその特定感染症国内発生期間)

第七条 法第四条の二第二項の政令で定める感染症は、結核とし、その特定感染症国内発生期間は、第一号に掲げる日から第二号に掲げる日までの間とする。

一 厚生労働大臣が、感染症法第十六条第一項の規定により公表した結核の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに結核の予防に必要な情報を踏まえ、営業者が宿泊しようとする者に対して法第四条の二第一項の規定に基づく協力を求めなければ旅館業の施設における結核のまん延のおそれがあると認め、その旨を告示した日

二 厚生労働大臣が、前号に規定するおそれなくなつたと認め、その旨を告示した日

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正)

2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [昭和四五年七月六日政令第二一三号]

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過規定)

- 2 この政令の施行の際現に旅館業法第三条第一項の規定による許可を受けてホテル営業又は旅館営業を営んでいる者がその際それぞれその営業の用に供している施設については、昭和四十六年六月三十日までは、改正後の第一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(地方自治法施行令の一部改正)

- 3 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成一二年六月七日政令第三〇九号抄〕

(施行期日)

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一四年一月七日政令第三二九号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成二三年一月二日政令第四〇七号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。〔後略〕

(旅館業法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の旅館業法施行令（以下この条において「新旅館業法施行令」という。）第一条第一項第十一号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

- 2 第六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法施行令第一条第二項第十号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

- 3 第六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法施行令第一条第三項第七号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

- 4 第六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法施行令第一条第四項第五号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

附 則〔平成二六年一月二日政令第四一四号抄〕

(施行期日)

- 1 この政令は、子ども・子育て支援法〔平成二四年八月法律第六五号〕の施行の日〔平成二七年四月一日〕から施行する。

附 則〔平成二七年六月二四日政令第二五三号抄〕

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二七年一月一三日政令第三八二号〕

この政令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律〔平成二七年

六月法律第四五号] の施行の日（平成二十八年六月二十三日）から施行する。

附 則〔平成二八年三月三〇日政令第九八号〕

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則〔平成三〇年一月三一日政令第二一号〕

（施行期日）

- 1 この政令は、旅館業法の一部を改正する法律〔平成二九年一二月法律第八四号〕の施行の日（平成三十年六月十五日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行の際現に旅館業法の一部を改正する法律による改正前の旅館業法（以下「旧旅館業法」という。）第三条第一項の規定による許可を受けて旧旅館業法第二条第三項に規定する旅館営業を営んでいる者がその営業の用に供している施設については、平成三十年十二月十五日までは、引き続き第一条の規定による改正前の旅館業法施行令第一条第二項に規定する旅館営業の施設の構造設備の基準に適合する限り、第一条の規定による改正後の旅館業法施行令第一条第一項に規定する旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準に適合するものとみなす。

附 則〔令和五年一一月一五日政令第三三〇号〕

この政令は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律〔令和五年六月法律第五二号〕の施行の日（令和五年十二月十三日）から施行する。

旅館業法施行規則

発令 　　：昭和23年7月24日厚生省令第28号

最終改正：令和5年11月15日厚生労働省令第140号

改正内容：令和5年11月15日厚生労働省令第140号[令和5年12月13日]

○旅館業法施行規則

〔昭和二十三年七月二十四日厚生省令第二十八号〕

旅館業法施行規則を次のように定める。

旅館業法施行規則

〔営業許可申請書〕

第一条 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、事務所所在地、代表者の氏名及び定款又は寄附行為の写し）
- 二 営業施設の名称及び所在地
- 三 営業の種別
- 四 営業施設が第五条第一項に該当するときは、その旨
- 五 営業施設の構造設備の概要
- 六 法第三条第二項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

2 前項の申請書には、営業施設の構造設備を明らかにする図面を添付しなければならない。

〔心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者〕

第一条の二 法第三条第二項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

〔旅館業を譲渡する場合の地位の承継の申請書〕

第一条の三 法第三条の二第一項の規定により承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 譲受人の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名）
- 二 譲渡人の住所及び氏名（法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名）
- 三 譲渡の予定年月日
- 四 営業施設の名称及び所在地
- 五 法第三条第二項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 旅館業の譲渡を証する書類
- 二 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し

〔法人の合併の場合の地位の承継の申請書〕

第二条 法第三条の三第一項の規定により承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 二 合併又は分割の予定年月日
- 三 営業施設の名称及び所在地
- 四 法第三条第二項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

2 前項の申請書には、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写しを添付しなければならない。

〔相続の場合の地位の承継の申請書〕

第三条 法第三条の四第一項の規定により承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄
 - 二 被相続人の氏名及び住所
 - 三 相続開始の年月日
 - 四 営業施設の名称及び所在地
 - 五 法第三条第二項各号（第七号を除く。）に該当することの有無及び該当するときは、その内容
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により法第三条第一項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

〔変更等の届出〕

第四条 旅館業を営む者は、第一条及び第一条の三から前条までの申請書に記載した事項（営業の種類を除く。）に変更があつたとき又は営業の全部若しくは一部を停止し若しくは廃止したときは、十日以内に、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

〔宿泊者名簿〕

第四条の二 法第六条第一項の宿泊者名簿（以下「宿泊者名簿」という。）は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。

2 法第六条第一項の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 旅館業の施設
- 二 営業者の事務所

3 法第六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、宿泊者の氏名、住所及び連絡先のほか、次に掲げる事項とする。

- 一 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号
- 二 その他都道府県知事が必要と認める事項

〔構造設備の基準〕

第四条の三 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。）第一条第一項第二号の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
- 二 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

〔季節的に利用される施設等〕

第五条 令第二条に規定する施設は、次のとおりとする。

- 一 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設
- 二 交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの
- 三 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設
- 四 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設

2 次の表の上欄に掲げる施設については、同表の下欄に掲げる基準は、適用しない。

前項第一号から第三号までに掲げる施設	令第一条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号の基準
前項第四号に掲げる施設	令第一条第二項第一号の基準

3 第一項第一号から第三号までに掲げる施設については、季節的状况、地理的状况等によつて令第一条第一項第四号及び第二項第四号の基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができ

るものとする。

〔法第四条の二第一項第一号イの厚生労働省令で定めるもの〕

第五条の二 法第四条の二第一項第一号イの厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 医師の診断の結果

二 特定感染症の症状を呈している者にあつては、当該症状が特定感染症以外によるものであることの根拠となる事項

2 法第四条の二第一項第一号イの報告は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、口頭でこれを行うことができる。

〔令第五条第二号の厚生労働省令で定める事項〕

第五条の三 令第五条第二号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該特定感染症が現に発生している外国の地域における滞在の有無

二 当該特定感染症のうち感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）第五条各号に掲げる感染症にあつては、当該各号に定める動物との接触の有無

三 法第四条の二第一項第二号に規定する特定感染症の患者等との接触の有無

四 特定感染症の症状を呈している者にあつては、当該者が特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に該当するかどうか

〔法第四条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者〕

第五条の四 法第四条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者は、同号に規定する特定感染症を人に感染させるおそれがほとんどないと医師が診断した者とする。

〔法第四条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める事項〕

第五条の五 法第四条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める事項は、当該者が令第四条第二号に掲げる者に該当するかどうかとする。

〔法第五条第一項第三号の厚生労働省令で定めるもの〕

第五条の六 法第五条第一項第三号の厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものであつて、他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのあるものとする。

一 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（宿泊に関して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第二号に規定する社会的障壁の除去を求める場合を除く。）

二 粗野又は乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動（営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第八条第一項の不当な差別的取扱いを行つたことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除く。）を交えた要求であつて、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの

〔環境衛生監視員〕

第六条 法第七条第一項又は第二項の職権を行う者を環境衛生監視員と称し、同条第三項の規定によりその携帯する証票については、別に定める。

〔届出期限の特例〕

第七条 第四条に規定する届出の期限が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四条の二第一項に規定する地方公共団体の休日に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日をもつてその期限とみなす。

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

附 則〔昭和二五年四月一日厚生省令第一三号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和三一年九月二二日厚生省令第四三号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和三二年八月一日厚生省令第三四号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四三年六月一〇日厚生省令第一七号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四五年七月六日厚生省令第三八号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和五二年一月一八日厚生省令第一号抄〕

(施行期日)

- 1 この省令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則〔昭和五五年五月一日厚生省令第一六号〕

この省令は、許可、認可等の整理に関する法律（昭和五十四年法律第七十号）の一部の施行の日（昭和五十五年六月一日）から施行する。

附 則〔昭和五八年五月二〇日厚生省令第二五号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和六〇年一二月二四日厚生省令第四七号抄〕

- 1 この省令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和六三年一二月二〇日厚生省令第六六号〕

この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附 則〔平成六年七月一日厚生省令第四七号抄〕

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一三年三月二七日厚生労働省令第四〇号〕

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則〔平成一五年三月二五日厚生労働省令第四八号〕

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則〔平成一七年一月二四日厚生労働省令第七号〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行日前から引き続き宿泊している者に係る宿泊者名簿に記載すべき事項は、なお従前の例による。

附 則〔平成二四年三月三〇日厚生労働省令第六四号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則〔平成二八年三月三一日厚生労働省令第六八号〕

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則〔平成三〇年一月二四日厚生労働省令第八号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成三〇年一月三一日厚生労働省令第九号抄〕

- 1 この省令は、旅館業法の一部を改正する法律〔平成二九年一二月法律第八四号〕の施行の日（平成三十年六月十五日）から施行する。

附 則〔令和元年九月一三日厚生労働省令第四六号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。ただし、〔中略〕第四条〔中略〕の規定は同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日〔令和元年一二月一四日〕から施行する。

附 則〔令和二年七月一四日厚生労働省令第一四〇号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、令和二年十二月十五日から施行する。〔後略〕

附 則〔令和五年八月三日厚生労働省令第一〇一号抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日〔令和五年一二月一三日〕から施行する。

（旅館業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に旅館業（旅館業法（昭和三十二年法律第三十八号）第二条第一項に規定する旅館業をいう。次条において同じ。）を譲り受けた者に係るこの省令による改正前の旅館業法施行規則第一条の規定の適用については、なお従前の例による。

第三条 この省令による改正後の旅館業法施行規則第四条の二の規定は、施行日以後に旅館業の施設に宿泊（旅館業法第二条第五項に規定する宿泊をいう。以下この条において同じ。）を開始した者について適用し、施行日前に旅館業の施設に宿泊した者（施行日以後も引き続き同一の旅館業の施設に宿泊している者を含む。）については、なお従前の例による。

附 則〔令和五年一月一五日厚生労働省令第一四〇号〕

（施行期日）

1 この省令は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律〔令和五年六月法律第五二号〕（次項において「改正法」という。）の施行の日（令和五年十二月十三日）から施行する。

（宿泊を拒んだときの理由等の記録及び保存の方法）

2 改正法附則第三条第二項の方法は、旅館業法第五条第一項第一号又は第三号に掲げる場合ごとに、宿泊を拒んだ理由等に関する記録を書面、当該営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルにより作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。

○世田谷区旅館業法施行条例

平成24年3月6日条例第20号

改正

令和5年9月29日条例第56号

世田谷区旅館業法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会教育施設等)

第2条 法第3条第3項第3号の条例で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第1項の各種学校で、その教育課程が同法第1条の学校（大学を除く。）の教育課程に相当するもの
- (2) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (3) 前2号に掲げるもののほか、主に児童の利用に供する施設又は多数の児童の利用に供される施設で、規則で定めるもの。

(意見聴取)

第3条 法第3条第4項の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設について、当該各号に定める者とする。

- (1) 国が設置する施設 当該施設の長
- (2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- (3) 国及び地方公共団体以外の者が設置する施設 当該施設を監督する行政庁。ただし、当該施設を監督する行政庁がないときは、区長

(宿泊者の衛生に必要な措置等の基準)

第4条 法第4条第2項の規定により条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 旅館業の施設については、次に掲げる換気措置を講じること。
 - ア 換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。
 - イ 機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。
- (2) 旅館業の施設の照明設備は、定期的に照度を測定すること等により保守点検を適切に行い、照

度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修するとともに、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。

(3) 旅館業の施設の排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障がないようにしておくこと。

(4) 旅館業の施設内は、常に清潔にしておくこと。

(5) 寝具類については、次に掲げる措置を講じること。

ア 布団及び枕は、清潔なシーツ又はカバーで適切に覆うこと。

イ シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。

ウ 布団及び枕は、適切に洗濯、管理等を行うこと。

(6) 客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる措置を講じること。

ア 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を掲示しておくこと。

イ 元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。

(7) 浴室については、次に掲げる措置を講じること。

ア 浴槽水は、規則で定める水質基準に適合する状態を保つこと。

イ 湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。

ウ 浴槽は、1日に1回以上換水し、清掃すること。ただし、循環ろ過を行っている浴槽で、区長が衛生上支障がないと認めるものは、7日以内に1回以上換水すること。

エ 共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。

オ 貯湯槽（宿泊者が入浴し、シャワーを浴び、洗面し、又はこれらに類する用に使用する湯を貯留する槽をいう。以下同じ。）を使用するときは、次に掲げる措置を講じること。

(ア) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、1年に1回以上清掃及び消毒を行うこと。

(イ) 貯湯槽内の湯を摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

カ 浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。

(ア) ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄を行い、生物膜その他のろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。

(イ) 循環配管は、1週間に1回以上内部の消毒を行うこと。

(ウ) 集毛器は、毎日清掃を行うこと。

(エ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、規則で定めるところにより消毒を行うこと。

(オ) 浴槽水は、レジオネラ属菌について1年に1回以上水質検査を行うこと。

キ オ及びカに規定する措置の実施状況を記録し、3年間保存すること。

(8) 洗面所には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備えること。

(9) 客室、脱衣室等に、くし、コップその他の用品を備え付ける場合は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。

(10) 便所については、次に掲げる措置を講じること。

ア タオルその他これに類するものは、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。

イ 手洗い設備には、消毒液、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備える等、手洗いに支障が生じないようにすること。

(11) 宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として旅館業の施設ごとに管理者を置くこと。この場合においては、営業者自らが管理者となることを妨げない。

一部改正〔平成30年条例46号・令和3年50号〕

(宿泊を拒むことができる事由)

第5条 法第5条第4号の条例で定める事由は、宿泊し、又は宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるときとする。

一部改正〔令和5年条例56号〕

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第6条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 客室は、次に掲げる基準によること。

ア 1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第1条第1項第1号に規定する面積以上であること。

イ 収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。

- ウ 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。
- (2) 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。
- (3) 浴室は、次に掲げる基準によること。
 - ア 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合は、十分な広さの脱衣室を付設すること。
 - イ 浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる構造設備の基準によること。
 - (ア) ろ過器を使用する場合は、十分なるろ過能力を有するものとし、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。
 - (イ) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合は、ろ材の交換が適切に行える構造であること。
 - (ウ) 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワーその他これらに類する用に再利用しない構造であること。
 - (エ) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。
 - (オ) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。
 - (カ) 循環水取入口は、入浴者の吸引事故を防止するための措置が講じられた構造であること。
 - ウ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合は、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。
- (4) 客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる基準によること。
 - ア 専用の元栓を有すること。
 - イ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。
- (5) 便所は、次に掲げる基準によること。
 - ア 防虫及び防臭の設備並びに手洗い設備を有すること。
 - イ 宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。
 - ウ 共同便所を設ける場合は、男子用及び女子用の別に分けて、適当な数を備え付けること。
 - エ 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。
- (6) 共同洗面所を設ける場合は、その洗面設備の給水栓は、宿泊者の需要を満たすことができる数を有すること。

一部改正〔平成30年条例46号・令和3年50号〕

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第7条 政令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 政令第1条第1項第2号に掲げる宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)で定める基準に適合するものを有すること。
- (2) 客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、政令第1条第2項第1号に規定する面積以上であること。
- (3) 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること。
- (4) 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること。

2 前条(第1号ア及びイを除く。)の規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

一部改正〔平成30年条例46号・令和3年50号〕

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第8条 政令第1条第3項第5号の条例で定める構造設備の基準は、客室が収容定員に応じた十分な広さであることとする。

2 第6条第1号ウ、第3号から第6号まで及び前条第1項第3号の規定は、下宿営業の施設について準用する。

一部改正〔平成30年条例46号・令和3年50号〕

(構造設備基準の適用除外)

第9条 省令第5条第1項の施設について、その構造設備が第6条及び第7条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難しく、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる旅館業の施設について、当該各号に定める基準を適用しないことができる。

- (1) 旅館・ホテル営業の施設 第6条第2号、第3号ア及び第5号の基準
- (2) 簡易宿所営業の施設 第7条第1項第4号並びに同条第2項において準用する第6条第2号、第3号ア及び第5号の基準

2 前項に定める場合のほか、旅館業の施設について、その構造設備が第6条第5号の基準(第7条第2項及び前条第2項において準用する場合を含む。)による必要がない場合又はこれらの基準により難

く、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、これらの基準によらないことができる。

一部改正〔平成30年条例46号・令和3年50号〕

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成30年条例46号〕

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において現に法第3条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている旅館業の施設（以下「既存営業施設」という。）又は施行日において現に許可の申請がなされている旅館業の施設（以下「申請中の営業施設」という。）の照明設備については、第4条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、既存営業施設にあつては施行日後に、申請中の営業施設にあつては当該申請に対する許可の日後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。

一部改正〔平成30年条例46号〕

- 3 既存営業施設又は申請中の営業施設については、温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項の温泉をいう。）を貯留する貯湯槽に限り、第4条第7号オの規定を適用する。ただし、既存営業施設にあつては施行日後に、申請中の営業施設にあつては当該申請に対する許可の日後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。

一部改正〔平成30年条例46号〕

附 則（平成30年5月22日条例第46号）

- 1 この条例は、平成30年6月15日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の第7条第1項第1号及び第5号並びに第8条第2項の規定は、施行日以後に申請される旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可に係る簡易宿所営業の施設及び下宿営業の施設について適用し、施行日前に申請された同項の許可に係る簡易宿所営業の施設及び下宿営業の施設については、なお従前の例による。

附 則（令和3年9月30日条例第50号）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は令和4年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 第2条の規定による改正後の第6条第3号ウの規定（第7条第2項及び第8条第2項において準用する場合を含む。）は、施行日以後に申請される旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可（以下「許可」という。）に係る旅館業の施設について適用し、施行日前に申請された許可に係る旅館業の施設については、なお従前の例による。ただし、施行日において現に許可を受けている旅館業の施設にあっては施行日以後に、施行日において現に許可の申請がなされている旅館業の施設にあっては当該申請に対する許可の日以後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。

附 則（令和5年9月29日条例第56号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（令和5年12月規則第121号で、同5年12月13日から施行）

○世田谷区旅館業法施行細則

昭和55年 5月31日規則第44号

改正

令和 7年 3月31日規則第63号

世田谷区旅館業法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行について、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）及び世田谷区旅館業法施行条例（平成24年 3月世田谷区条例第20号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成24年規則41号〕

第 2 条 削除

削除〔平成24年規則41号〕

(許可の申請書)

第 3 条 省令第 1 条の申請書は、旅館業営業許可申請書（第 1 号様式）とする。

2 前項の申請書の部数は、正副 2 通とする。

一部改正〔昭和61年規則45号・平成13年54号・17年38号・24年41号・令和 2年122号〕

(営業許可書の交付等)

第 4 条 区長は、法第 3 条第 1 項の規定により許可をしたときは、当該許可に係る旅館業に関する事項を電子計算組織（世田谷区電子計算組織の運営に関する規則（平成16年 4月世田谷区規則第47号）第 2 条第 5 号に規定する電子計算組織をいう。）を利用して記録管理し、当該許可を申請した者に旅館業営業許可書（第 2 号様式）を交付する。

一部改正〔平成24年規則41号・25年96号〕

(不許可通知書)

第 5 条 法第 3 条第 5 項の書面は、旅館業営業不許可通知書（第 3 号様式）とする。

全部改正〔平成24年規則41号〕

(譲渡に係る承継承認申請書等)

第 5 条の 2 省令第 1 条の 3 第 1 項の申請書は、旅館業営業者地位承継承認申請書（譲渡）（第 3 号の 2

様式) とする。

- 2 区長は、法第3条の2第1項の承認をしたときは、旅館業営業者地位承継承認書(譲渡)(第3号の様式)を交付するものとする。

追加〔令和5年規則113号〕

(合併又は分割に係る承継承認申請書等)

第6条 省令第2条第1項の申請書は、旅館業営業者地位承継承認申請書(合併又は分割)(第4号様式)とする。

- 2 区長は、法第3条の3第1項の承認をしたときは、旅館業営業者地位承継承認書(合併又は分割)(第5号様式)を交付するものとする。

追加〔昭和61年規則45号〕、一部改正〔平成24年規則41号・25年96号・令和5年113号〕

(相続に係る承継承認申請書等)

第7条 省令第3条第1項の申請書は、旅館業営業者地位承継承認申請書(相続)(第6号様式)とする。

- 2 区長は、法第3条の4第1項の承認をしたときは、旅館業営業者地位承継承認書(相続)(第7号様式)を交付するものとする。

追加〔昭和61年規則45号〕、一部改正〔平成24年規則41号・25年96号・令和5年113号〕

(不承認通知書)

第7条の2 法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項の規定において準用する法第3条第5項の書面は、旅館業営業者地位承継不承認通知書(第7号の2様式)とする。

追加〔平成24年規則41号〕、一部改正〔令和5年規則113号〕

(変更の届出)

第8条 記載事項の変更に係る省令第4条の規定による届出は、その変更を証する書類を添付した旅館業営業許可事項変更届(第8号様式)を区長に提出することにより行うものとする。

全部改正〔平成24年規則41号〕、一部改正〔令和2年規則122号〕

(営業の停止等の届出)

第9条 営業の全部又は一部の停止又は廃止に係る省令第4条の規定による届出は、旅館業廃止(停止)届(第9号様式)を区長に提出することにより行うものとする。

全部改正〔平成24年規則41号〕

(宿泊者名簿)

第10条 省令第4条の2第3項第2号の区長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

- (1) 年齢
- (2) 前泊地
- (3) 行先地
- (4) 到着日時
- (5) 出発日時
- (6) 室名

一部改正〔平成17年規則38号・24年41号・30年78号・令和2年122号〕

(社会教育施設等)

第11条 条例第2条第3号の規則で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項の都市公園
- (2) 世田谷区立青少年交流センター条例（平成26年12月世田谷区条例第55号）第1条の世田谷区立青少年交流センター
- (3) 世田谷区立郷土資料館条例（昭和39年7月世田谷区条例第37号）第1条の世田谷区立郷土資料館
- (4) 世田谷区立総合運動場条例（昭和41年3月世田谷区条例第20号）第1条の世田谷区立総合運動場
- (5) 世田谷区立千歳温水プール条例（昭和49年4月世田谷区条例第32号）第1条の世田谷区立千歳温水プール
- (6) 世田谷区立多摩川玉堤広場条例（昭和53年11月世田谷区条例第44号）第1条の世田谷区立多摩川玉堤広場
- (7) 世田谷区立教育総合センター条例（昭和63年3月世田谷区条例第24号）第1条の世田谷区立教育総合センター
- (8) 世田谷区立身近な広場条例（平成7年3月世田谷区条例第19号）第1条の世田谷区立身近な広場
- (9) 世田谷区立大蔵第二運動場条例（平成21年6月世田谷区条例第29号）第1条の世田谷区立大蔵第二運動場

追加〔平成24年規則41号〕、一部改正〔平成27年規則11号・令和2年122号・3年146号〕

(浴槽水の水質基準)

第12条 条例第4条第7号アの規則で定める水質基準は、次のとおりとする。

- (1) 濁度が5度以下であること。
- (2) 過マンガン酸カリウム消費量が1リットルにつき25ミリグラム以下であること。
- (3) 大腸菌数が1ミリリットル中に1個以下であること。
- (4) レジオネラ属菌が検出されないこと。

2 区長は、前項第1号又は第2号に掲げる基準につき、これにより難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、その基準を適用しないことができる。

追加〔平成24年規則41号〕、一部改正〔平成30年規則78号・令和7年63号〕

(浴槽水の消毒の方法)

第12条の2 条例第4条第7号カ(エ)ただし書に規定する規則で定める浴槽水の消毒は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行うものとする。

- (1) 塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒を併用して行う方法
- (2) モノクロラミンにより行う方法。この場合において、モノクロラミン濃度が1リットルにつき3ミリグラム以上になるように保つこと。

追加〔令和3年規則121号〕

(構造部分の合計床面積等)

第13条 条例第6条第1号アの規則で定める構造部分の合計床面積は、客室内の寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。

2 条例第7条第1項第2号の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、前項の規定により算定した全客室の合計床面積を合計した面積とする。

追加〔平成24年規則41号〕、一部改正〔平成30年規則78号・令和3年121号〕

付 則

- 1 この規則は、昭和55年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、旅館業法施行細則（昭和32年東京都規則第122号）の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間修正して使用することができる。

付 則（昭和61年6月24日規則第45号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都世田谷区旅館業法施行細則の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

付 則（平成2年12月28日規則第83号）

- 1 この規則は、平成3年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、（中略）第5条の規定による改正前の世田谷区旅館業法施行細則第2号様式用の紙を用いて作成され、及び交付された旅館業営業許可書（中略）は、（中略）この規則による改正後の各規則の相当様式用の紙を用いて作成され、並びに交付された（中略）旅館業営業許可書（中略）とみなす。

附 則（平成9年3月31日規則第51号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第58号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第54号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第40号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区旅館業法施行細則の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第38号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第4号の改正規定及び第1号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第2号様式の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成21年2月27日規則第13号）

この規則は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第41号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式の規定に基づき作成された様式用の紙で、

現存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成25年12月27日規則第96号）

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第2号様式、第5号様式及び第7号様式の規定に基づき作成され、交付されている旅館業営業許可書及び旅館業営業承継承認書は、それぞれこの規則による改正後の第2号様式、第5号様式及び第7号様式の規定に基づき作成され、交付されている旅館業営業許可書、旅館業営業承継承認書（合併又は分割）及び旅館業営業承継承認書（相続）とみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第4号様式及び第6号様式の規定に基づき作成された様式の内紙で、現存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成27年2月27日規則第11号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月30日規則第97号）

- 1 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区旅館業法施行細則の規定は、施行日以後にその通知が到達する処分について適用し、施行日前にその通知が到達した処分については、なお従前の例による。

附 則（平成30年5月22日規則第78号）

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

附 則（令和2年11月30日規則第122号）

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。ただし、第10条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる改正規定及び第11条に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区旅館業法施行細則の規定に基づき作成された様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和3年9月30日規則第121号）

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第13条を削る改正規定、第14条の改正規定及び同条を第13条とする改正規定、第15条及び第16条を削る改正規定、第1号様式の改正規定並びに次

項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区旅館業法施行細則の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和3年12月10日規則第146号）

この規則は、令和3年12月20日から施行する。

附 則（令和5年12月11日規則第113号）

- 1 この規則は、令和5年12月13日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の第5条の2の規定は、施行日以後に旅館業を譲り受けた者について適用し、施行日前に旅館業を譲り受けた者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第4号様式、第6号様式、第8号様式及び第9号様式の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和7年3月31日規則第63号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区長 あて

住所

氏名

生年月日

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

旅館業営業許可申請書

旅館業法第3条第1項の規定により、下記のとおり旅館業の営業の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地 電話番号
- 3 営業の種別
- 4 季節的営業等に該当することの有無
- 5 施設の構造設備の概要
- 6 申請者が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容
- 7 管理者の氏名

添付書類

- (1) 構造設備概要
- (2) 旅館業法第3条第2項各号に該当しない場合は、その旨の申告書
- (3) 施設を中心とした半径200メートル以内の住宅、道路、学校等の見取図
- (4) 建物配置図、各階平面図、正面図及び側面図
- (5) ガス配管図（客室にガス設備を設ける場合に限る。）
- (6) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人の場合に限る。）

旅館業営業許可書

あて

年 月 日付で申請のあった旅館業の営業については、旅館業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

世田谷区長名 

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 営業の種別

この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

旅館業営業不許可通知書

あて

年 月 日付で申請のあった旅館業の営業については、下記の理由により許可を与えられないので、旅館業法第3条第5項の規定により通知します。

年 月 日

世田谷区長名 印

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 理由

この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

年 月 日

世田谷区長 あて

<譲受人>

住所

氏名

生年月日

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

<譲渡人>

住所

氏名

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

旅館業営業者地位承継承認申請書（譲渡）

旅館業法第3条の2第1項の規定により、下記のとおり旅館業の譲渡によりその営業者の地位の承継の承認を受けたいので、申請します。

記

1 譲渡の予定年月日

2 施設の名称

3 施設の所在地

電話番号

4 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

添付書類

(1) 営業の譲渡を証する書類

(2) 旅館業法第3条第2項各号に該当しない場合は、その旨の申告書


(3) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（譲受人が法人の場合に限る。）

旅館業営業者地位承継承認書（譲渡）

あて

年 月 日付で申請のあった旅館業の譲渡によるその営業者の地位の承継については、旅館業法第3条の2第1項の規定により、下記のとおり承認します。

年 月 日

世田谷区長名 

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 譲受人
 - (1) 氏名
 - (2) 住所

この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

年 月 日

世田谷区長 あて

主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名
電話番号

旅館業営業者地位承継承認申請書（合併又は分割）

旅館業法第3条の3第1項の規定により、下記のとおり法人の合併又は分割により旅館業の営業者の地位の承継の承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 合併により消滅する法人又は分割前の法人
 - (1) 名称
 - (2) 主たる事務所の所在地
 - (3) 代表者の氏名

- 2 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業の営業者の地位を承継する法人
 - (1) 名称
 - (2) 主たる事務所の所在地
 - (3) 代表者の氏名

- 3 合併又は分割の予定年月日

- 4 施設の名称

- 5 施設の所在地 電話番号

- 6 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業の営業者の地位を承継する法人が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

添付書類

- (1) 合併又は分割の契約書の写し
- (2) 旅館業法第3条第2項各号に該当しない場合は、その旨の申告書
- (3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により営業者の地位を承継する法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書


旅館業営業者地位承継承認書（合併又は分割）

あて

年 月 日付で申請のあった法人の^{合併}_{分割}による旅館業の営業者の地位

の承継については、旅館業法第3条の3第1項の規定により、下記のとおり承認します。

年 月 日

世田谷区長名 

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 旅館業の営業者の地位を承継する法人
 - (1) 名称
 - (2) 主たる事務所の所在地

この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

世田谷区長 あて

住所
氏名
生年月日
電話番号
被相続人との続柄

旅館業営業者地位承継承認申請書（相続）

旅館業法第3条の4第1項の規定により、下記のとおり相続により旅館業の営業者の地位の承継の承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 被相続人の氏名
- 2 被相続人の住所
- 3 相続開始の年月日
- 4 施設の名称
- 5 施設の所在地 電話番号
- 6 旅館業法第3条第2項各号（第7号を除く。）に該当することの有無及び該当するときは、その内容

添付書類

- (1) 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (3) 旅館業法第3条第2項各号に該当しない場合は、その旨の申告書

旅館業営業者地位承継承認書（相続）

あて

年 月 日付で申請のあった相続による旅館業の営業者の地位の承継については、旅館業法第3条の4第1項の規定により、下記のとおり承認します。

年 月 日

世田谷区長名 印

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

旅館業営業者地位承継不承認通知書

あて

年 月 日付で申請のあった旅館業の営業者の地位の承継については、
下記の理由により承認できないので、旅館業法 において準用する同法
第3条第5項の規定により通知します。

年 月 日

世田谷区長名 印

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 理由

この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

年 月 日

世田谷区長 あて

住所

氏名

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

旅館業営業許可事項変更届

旅館業法施行規則第4条の規定により、下記のとおり旅館業の営業許可事項を変更したので、届け出ます。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

電話番号

3 営業の種別

4 変更事項

旧

新

5 変更年月日

6 変更理由

添付書類

変更を証する書面

年 月 日

世田谷区長 あて

住所

氏名

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

旅館業廃止（停止）届

旅館業法施行規則第4条の規定により、下記のとおり旅館業を廃止（停止）したので、届け出ます。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 営業の種別

4 廃止（停止）年月日

5 廃止（停止）理由

(1) 完全廃業

(2) 改築

(3) 増築

(4) 改築及び増築

(5) 一部停止

(6) その他（ ）

添付書類

旅館業営業許可書（廃止の場合に限る。）

世田谷区旅館業の業務の適正な運営を確保するための要領

平成30年5月22日

30世保生第953号

(趣旨)

第1条 この要領は、世田谷区における旅館業の業務の適正な運営を確保するために必要な事項について、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)、旅館業法施行令((昭和32年政令第152号)、旅館業法施行規則((昭和23年厚生省令第28号)、世田谷区旅館業法施行条例(平成24年3月世田谷区条例第20号)、世田谷区旅館業法施行細則(昭和55年5月世田谷区規則第44号)、旅館業法の運用について(平成27年8月5日27世保生第1562号)及び世田谷区旅館業法施行条例の解釈及び運用上の留意点について(平成24年4月2日23世保生第3815号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 法第2条第1項に規定する旅館業をいう。
- (2) 区分所有者 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第2項に規定する区分所有者をいう。
- (3) 管理組合 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第2条第3号に規定する管理組合をいう。
- (4) 営業者 法第3条の2第1項に規定する営業者をいう。

(施設所有者等の許諾)

第3条 区長は、法第3条第1項の規定による許可の申請があった場合は、当該申請に係る施設について、次の事項を満たしていることを当該申請をした者に確認させるものとする。

- (1) 当該申請をした者が当該申請に係る施設の所有者でない場合にあつては、旅館業を営もうとする施設の所有者等が当該施設を旅館業の用に供することを許諾する意思を有すること。
- (2) 旅館業を営もうとする施設がある建物について、2以上の区分所有者が存する場合にあつては、当該建物の管理組合が当該施設を旅館業の用に供することを許諾する意思を有すること。

(遵守事項)

第4条 区長は、営業者に、旅館業の施設の外壁等公衆の見やすい場所に、施設の名称を掲示させるものとする。

第5条 この要領の施行に関し必要な事項は、世田谷保健所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年5月22日から施行する。

住宅宿泊事業法関連



住宅宿泊事業法関連

1. 住宅宿泊事業法	1
2. 住宅宿泊事業法施行令	19
3. 住宅宿泊事業法施行規則	21
4. 厚生労働省関係住宅宿泊事業法施行規則	46
5. 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則	47
6. 世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例	103
7. 世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例施行規則	104

(冊子) 住宅宿泊事業ハンドブック

住宅宿泊事業法

発令 : 平成29年6月16日号外法律第65号

最終改正 : 令和4年6月17日号外法律第68号

改正内容 : 令和4年6月17日号外法律第68号[令和7年6月1日]

○住宅宿泊事業法

[平成二十九年六月十六日号外法律第六十五号]

[総理・総務・財務・厚生労働・国土交通大臣署名]

住宅宿泊事業法をここに公布する。

住宅宿泊事業法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 住宅宿泊事業

第一節 届出等（第三条・第四条）

第二節 業務（第五条―第十四条）

第三節 監督（第十五条―第十七条）

第四節 雑則（第十八条―第二十一条）

第三章 住宅宿泊管理業

第一節 登録（第二十二条―第二十八条）

第二節 業務（第二十九条―第四十条）

第三節 監督（第四十一条―第四十五条）

第四章 住宅宿泊仲介業

第一節 登録（第四十六条―第五十二条）

第二節 業務（第五十三条―第六十条）

第三節 監督（第六十一条―第六十六条）

第四節 旅行業法の特例（第六十七条）

第五章 雑則（第六十八条―第七十一条）

第六章 罰則（第七十二条―第七十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における観光旅客の宿泊をめぐる状況に鑑み、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を講ずることにより、これらの事業を営む者の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「住宅」とは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する家屋をいう。

- 一 当該家屋内に台所、浴室、便所、洗面設備その他の当該家屋を生活の本拠として使用するために必要なものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める設備が設けられていること。
- 二 現に人の生活の本拠として使用されている家屋、従前の入居者の賃貸借の期間の満了後新たな入居者の募集が行われている家屋その他の家屋であって、人の居住の用に供されていると認められるものとして国土交通省令・厚生労働省令で定めるものに該当すること。
- 2 この法律において「宿泊」とは、寝具を使用して施設を利用することをいう。
- 3 この法律において「住宅宿泊事業」とは、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条の二第一項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数として国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数が一年間で百八十

日を超えないものをいう。

- 4 この法律において「住宅宿泊事業者」とは、次条第一項の届出をして住宅宿泊事業を営む者をいう。
- 5 この法律において「住宅宿泊管理業務」とは、第五条から第十条までの規定による業務及び住宅宿泊事業の適切な実施のために必要な届出住宅（次条第一項の届出に係る住宅をいう。以下同じ。）の維持保全に関する業務をいう。
- 6 この法律において「住宅宿泊管理業」とは、住宅宿泊事業者から第十一条第一項の規定による委託を受けて、報酬を得て、住宅宿泊管理業務を行う事業をいう。
- 7 この法律において「住宅宿泊管理業者」とは、第二十二條第一項の登録を受けて住宅宿泊管理業を営む者をいう。
- 8 この法律において「住宅宿泊仲介業務」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 一 宿泊者のため、届出住宅における宿泊のサービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
 - 二 住宅宿泊事業者のため、宿泊者に対する届出住宅における宿泊のサービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為
- 9 この法律において「住宅宿泊仲介業」とは、旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者（第十二条及び第六十七条において単に「旅行業者」という。）以外の者が、報酬を得て、前項各号に掲げる行為を行う事業をいう。
- 10 この法律において「住宅宿泊仲介業者」とは、第四十六条第一項の登録を受けて住宅宿泊仲介業を営む者をいう。

第二章 住宅宿泊事業

第一節 届出等

（届出）

- 第三条 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）であつて、その長が第六十八条第一項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理するものの区域にあっては、当該保健所設置市等の長。第七項並びに同条第一項及び第二項を除き、以下同じ。）に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者は、旅館業法第三条第一項の規定にかかわらず、住宅宿泊事業を営むことができる。
- 2 前項の届出をしようとする者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、住宅宿泊事業を営もうとする住宅ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出しなければならない。
 - 一 商号、名称又は氏名及び住所
 - 二 法人である場合においては、その役員の氏名
 - 三 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）
 - 四 住宅の所在地
 - 五 営業所又は事務所を設ける場合においては、その名称及び所在地
 - 六 第十一条第一項の規定による住宅宿泊管理業務の委託（以下単に「住宅宿泊管理業務の委託」という。）をする場合においては、その相手方である住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項
 - 七 その他国土交通省令・厚生労働省令で定める事項
 - 3 前項の届出書には、当該届出に係る住宅の図面、第一項の届出をしようとする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。
 - 4 住宅宿泊事業者は、第二項第一号から第三号まで、第五号又は第七号に掲げる事項に変更があったときはその日から三十日以内に、同項第六号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 5 第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

- 6 住宅宿泊事業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 一 住宅宿泊事業者である個人が死亡したとき その相続人
 - 二 住宅宿泊事業者である法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者
 - 三 住宅宿泊事業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人
 - 四 住宅宿泊事業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人
 - 五 住宅宿泊事業を廃止したとき 住宅宿泊事業者であつた個人又は住宅宿泊事業者であつた法人を代表する役員
- 7 都道府県知事は、第一項、第四項又は前項の規定による届出を受理した場合において、当該届出に係る住宅が保健所設置市等（その長が第六十八条第一項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理するものを除く。）の区域内に所在するときは、遅滞なく、その旨を当該保健所設置市等の長に通知しなければならない。

（欠格事由）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、住宅宿泊事業を営んではならない。

- 一 心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 第十六条第二項の規定により住宅宿泊事業の廃止を命ぜられ、その命令の日から三年を経過しない者（当該命令をされた者が法人である場合にあつては、当該命令の日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該命令の日から三年を経過しないものを含む。）
- 四 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しない者
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。第二十五条第一項第七号及び第四十九条第一項第七号において同じ。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であつて、その役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第二節 業務

（宿泊者の衛生の確保）

第五条 住宅宿泊事業者は、届出住宅について、各居室（住宅宿泊事業の用に供するものに限る。第十一条第一項第一号において同じ。）の床面積に応じた宿泊者数の制限、定期的な清掃その他の宿泊者の衛生の確保を図るために必要な措置であつて厚生労働省令で定めるものを講じなければならない。

（宿泊者の安全の確保）

第六条 住宅宿泊事業者は、届出住宅について、非常用照明器具の設置、避難経路の表示その他の火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置であつて国土交通省令で定めるものを講じなければならない。

（外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保）

第七条 住宅宿泊事業者は、外国人観光旅客である宿泊者に対し、届出住宅の設備の使用方法に関する外国語を用いた案内、移動のための交通手段に関する外国語を用いた情報提供その他の外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置であつて国土交通省令で定めるものを講じなければならない。

（宿泊者名簿の備付け等）

第八条 住宅宿泊事業者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより届出住宅その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める場所に宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項を記載し、都道府県知事の要求があったときは、これを提出しなければならない。

2 宿泊者は、住宅宿泊事業者から請求があったときは、前項の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項を告げなければならない。

(周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明)

第九条 住宅宿泊事業者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項その他の届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項であって国土交通省令・厚生労働省令で定めるものについて説明しなければならない。

2 住宅宿泊事業者は、外国人観光旅客である宿泊者に対しては、外国語を用いて前項の規定による説明をしなければならない。

(苦情等への対応)

第十条 住宅宿泊事業者は、届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれに対応しなければならない。

(住宅宿泊管理業務の委託)

第十一条 住宅宿泊事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、当該届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を一の住宅宿泊管理者に委託しなければならない。ただし、住宅宿泊事業者が住宅宿泊管理者である場合において、当該住宅宿泊事業者が自ら当該届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を行うときは、この限りでない。

一 届出住宅の居室の数が、一の住宅宿泊事業者が各居室に係る住宅宿泊管理業務の全部を行ったとしてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める居室の数を超えるとき。

二 届出住宅に人を宿泊させる間、不在（一時的なものとして国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）となるとき（住宅宿泊事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅との距離その他の事情を勘案し、住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理者に委託しなくてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認められる場合として国土交通省令・厚生労働省令で定めるときを除く。）。

2 第五条から前条までの規定は、住宅宿泊管理業務の委託がされた届出住宅において住宅宿泊事業を営む住宅宿泊事業者については、適用しない。

(宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託)

第十二条 住宅宿泊事業者は、宿泊サービス提供契約（宿泊者に対する届出住宅における宿泊のサービスの提供に係る契約をいう。）の締結の代理又は媒介を他人に委託するときは、住宅宿泊仲介業者又は旅行業者に委託しなければならない。

(標識の掲示)

第十三条 住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令・厚生労働省令で定める様式の標識を掲げなければならない。

(都道府県知事への定期報告)

第十四条 住宅宿泊事業者は、届出住宅に人を宿泊させた日数その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項について、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、定期的に、都道府県知事に報告しなければならない。

第三節 監督

(業務改善命令)

第十五条 都道府県知事は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、住宅宿泊事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(業務停止命令等)

第十六条 都道府県知事は、住宅宿泊事業者がその営む住宅宿泊事業に関し法令又は前条の規定によ

る命令に違反したときは、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、住宅宿泊事業者がその営む住宅宿泊事業に関し法令又は前条若しくは前項の規定による命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、住宅宿泊事業の廃止を命ずることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を住宅宿泊事業者に通知しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第十七条 都道府県知事は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、届出住宅その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四節 雑則

(条例による住宅宿泊事業の実施の制限)

第十八条 都道府県(第六十八条第一項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する保健所設置市等の区域にあつては、当該保健所設置市等)は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができる。

(住宅宿泊事業者に対する助言等)

第十九条 観光庁長官は、住宅宿泊事業の適切な実施を図るため、住宅宿泊事業者に対し、インターネットを利用することができる機能を有する設備の整備その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上を図るための措置に関し必要な助言その他の援助を行うものとする。

(住宅宿泊事業に関する情報の提供)

第二十条 観光庁長官は、外国人観光旅客の宿泊に関する利便の増進を図るため、外国人観光旅客に対し、住宅宿泊事業の実施状況その他の住宅宿泊事業に関する情報を提供するものとする。

2 観光庁長官は、前項の情報を提供するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に所在する届出住宅に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(建築基準法との関係)

第二十一条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及びこれに基づく命令の規定において「住宅」、「長屋」、「共同住宅」又は「寄宿舍」とあるのは、届出住宅であるものを含むものとする。

第三章 住宅宿泊管理業

第一節 登録

(登録)

第二十二条 住宅宿泊管理業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 第二項の登録の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(登録の申請)

第二十三条 前条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。以下この章及び第七十二条第二号において同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
- 二 法人である場合においては、その役員の氏名
- 三 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）
- 四 営業所又は事務所の名称及び所在地

2 前項の申請書には、前条第一項の登録を受けようとする者が第二十五条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他の国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録簿への記載等）

第二十四条 国土交通大臣は、前条第一項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を住宅宿泊管理業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者及び都道府県知事に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第二十五条 国土交通大臣は、第二十二条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二十三条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 心身の故障により住宅宿泊管理業を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 第四十二条第一項又は第四項の規定により登録を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合にあつては、当該取消の日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。）
- 四 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 五 暴力団員等
- 六 住宅宿泊管理業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として国土交通省令で定めるもの
- 七 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 八 法人であつて、その役員のうち第一号から第六号までのいずれかに該当する者があるもの
- 九 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 十 住宅宿泊管理業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者
- 十一 住宅宿泊管理業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者として国土交通省令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（変更の届出等）

第二十六条 住宅宿泊管理業者は、第二十三条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第

七号又は第八号に該当する場合を除き、当該事項を住宅宿泊管理業者登録簿に登録しなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

4 第二十三条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。
(住宅宿泊管理業者登録簿の閲覧)

第二十七条 国土交通大臣は、住宅宿泊管理業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。
(廃業等の届出)

第二十八条 住宅宿泊管理業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、国土交通省令で定めるところにより、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 一 住宅宿泊管理業者である個人が死亡したとき その相続人
- 二 住宅宿泊管理業者である法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者
- 三 住宅宿泊管理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人
- 四 住宅宿泊管理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

五 住宅宿泊管理業を廃止したとき 住宅宿泊管理業者であつた個人又は住宅宿泊管理業者であつた法人を代表する役員

2 住宅宿泊管理業者が前項各号のいずれかに該当することとなったときは、第二十二条第一項の登録は、その効力を失う。

第二節 業務

(業務処理の原則)

第二十九条 住宅宿泊管理業者は、信義を旨とし、誠実にその業務を行わなければならない。

(名義貸しの禁止)

第三十条 住宅宿泊管理業者は、自己の名義をもって、他人に住宅宿泊管理業を営ませてはならない。

(誇大広告等の禁止)

第三十一条 住宅宿泊管理業者は、その業務に関して広告をするときは、住宅宿泊管理業者の責任に関する事項その他の国土交通省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

(不当な勧誘等の禁止)

第三十二条 住宅宿泊管理業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 管理受託契約（住宅宿泊管理業務の委託を受けることを内容とする契約をいう。以下同じ。）の締結の勧誘をするに際し、又はその解除を妨げるため、住宅宿泊管理業務を委託し、又は委託しようとする住宅宿泊事業者（以下「委託者」という。）に対し、当該管理受託契約に関する事項であつて委託者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為

二 前号に掲げるもののほか、住宅宿泊管理業に関する行為であつて、委託者の保護に欠けるものとして国土交通省令で定めるもの

(管理受託契約の締結前の書面の交付)

第三十三条 住宅宿泊管理業者は、管理受託契約を締結しようとするときは、委託者（住宅宿泊管理業者である者を除く。）に対し、当該管理受託契約を締結するまでに、管理受託契約の内容及びその履行に関する事項であつて国土交通省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。

2 住宅宿泊管理業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、委託者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。第六十条第二項におい

て同じ。)により提供することができる。この場合において、当該住宅宿泊管理業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(管理受託契約の締結時の書面の交付)

第三十四条 住宅宿泊管理業者は、管理受託契約を締結したときは、委託者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 住宅宿泊管理業務の対象となる届出住宅
- 二 住宅宿泊管理業務の実施方法
- 三 契約期間に関する事項
- 四 報酬に関する事項
- 五 契約の更新又は解除に関する定めがあるときは、その内容
- 六 その他国土交通省令で定める事項

2 前条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

(住宅宿泊管理業務の再委託の禁止)

第三十五条 住宅宿泊管理業者は、住宅宿泊事業者から委託された住宅宿泊管理業務の全部を他の者に対し、再委託してはならない。

(住宅宿泊管理業務の実施)

第三十六条 第五条から第十条までの規定は、住宅宿泊管理業務の委託がされた届出住宅において住宅宿泊管理業を営む住宅宿泊管理業者について準用する。この場合において、第八条第一項中「届出住宅その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める場所」とあるのは「当該住宅宿泊管理業者の営業所又は事務所」と、「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と読み替えるものとする。

(証明書の携帯等)

第三十七条 住宅宿泊管理業者は、国土交通省令で定めるところにより、その業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

2 住宅宿泊管理業者の使用人その他の従業者は、その業務を行うに際し、住宅宿泊事業者その他の関係者から請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第三十八条 住宅宿泊管理業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え付け、届出住宅ごとに管理受託契約について契約年月日その他の国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(標識の掲示)

第三十九条 住宅宿泊管理業者は、その営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令で定める様式の標識を掲げなければならない。

(住宅宿泊事業者への定期報告)

第四十条 住宅宿泊管理業者は、住宅宿泊管理業務の実施状況その他の国土交通省令で定める事項について、国土交通省令で定めるところにより、定期的に、住宅宿泊事業者に報告しなければならない。

第三節 監督

(業務改善命令)

第四十一条 国土交通大臣は、住宅宿泊管理業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、住宅宿泊管理業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、国土交通大臣は、都道府県知事に対し、遅滞なく、当該命令をした旨を通知しなければならない。

2 都道府県知事は、住宅宿泊管理業（第三十六条において準用する第五条から第十条までの規定による業務に限る。第四十五条第二項において同じ。）の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、住宅宿泊管理業者（当該都道府県の区域内において住宅宿泊管理業を営む者に限る。次条第二項及び第四十五条第二項において同じ。）に対し、業務の方法の変更

その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事は、国土交通大臣に対し、遅滞なく、当該命令をした旨を通知しなければならない。

(登録の取消し等)

第四十二条 国土交通大臣は、住宅宿泊管理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第二十五条第一項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当することとなったとき。
- 二 不正の手段により第二十二条第一項の登録を受けたとき。
- 三 その営む住宅宿泊管理業に関し法令又は前条第一項若しくはこの項の規定による命令に違反したとき。

四 都道府県知事から次項の規定による要請があったとき。

2 都道府県知事は、住宅宿泊管理業者が第三十六条において準用する第五条から第十条までの規定に違反したとき、又は前条第二項の規定による命令に違反したときは、国土交通大臣に対し、前項の規定による処分をすべき旨を要請することができる。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

4 国土交通大臣は、住宅宿泊管理業者が登録を受けてから一年以内に業務を開始せず、又は引き続き一年以上業務を行っていないと認めるときは、その登録を取り消すことができる。

5 第二十五条第二項の規定は、第一項又は前項の規定による処分をした場合について準用する。

(登録の抹消)

第四十三条 国土交通大臣は、第二十二条第二項若しくは第二十八条第二項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は前条第一項若しくは第四項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

2 第二十六条第三項の規定は、前項の規定による登録の抹消について準用する。

(監督処分等の公告)

第四十四条 国土交通大臣は、第四十二条第一項又は第四項の規定による処分をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第四十五条 国土交通大臣は、住宅宿泊管理業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊管理業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、住宅宿泊管理業者の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事は、住宅宿泊管理業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊管理業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、住宅宿泊管理業者の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 第十七条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による立入検査について準用する。

第四章 住宅宿泊仲介業

第一節 登録

(登録)

第四十六条 観光庁長官の登録を受けた者は、旅行業法第三条の規定にかかわらず、住宅宿泊仲介業を営むことができる。

2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期

間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 第二項の登録の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(登録の申請)

第四十七条 前条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。以下この章及び第七十二条第二号において同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その役員の氏名

三 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）

四 営業所又は事務所の名称及び所在地

2 前項の申請書には、前条第一項の登録を受けようとする者が第四十九条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他の国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録簿への記載等)

第四十八条 観光庁長官は、前条第一項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を住宅宿泊仲介業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 観光庁長官は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第四十九条 観光庁長官は、第四十六条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第四十七条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 心身の故障により住宅宿泊仲介業を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

三 第六十二条第一項若しくは第二項又は第六十三条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合にあつては、当該取消の日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。）

四 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律若しくは旅行業法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

五 暴力団員等

六 住宅宿泊仲介業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として国土交通省令で定めるもの

七 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

八 法人であつて、その役員のうち第一号から第六号までのいずれかに該当する者があるもの

九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十 住宅宿泊仲介業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

十一 住宅宿泊仲介業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者として国土交通省令

で定めるもの

2 観光庁長官は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(変更の届出等)

第五十条 住宅宿泊仲介業者は、第四十七条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

2 観光庁長官は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第七号又は第八号に該当する場合を除き、当該事項を住宅宿泊仲介業者登録簿に登録しなければならない。

3 第四十七条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(住宅宿泊仲介業者登録簿の閲覧)

第五十一条 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第五十二条 住宅宿泊仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、国土交通省令で定めるところにより、その日（第一号の場合にあっては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

一 住宅宿泊仲介業者である個人が死亡したとき その相続人

二 住宅宿泊仲介業者である法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であった者

三 住宅宿泊仲介業者である法人が破産手続開始の決定を受けたとき又は外国の法令上破産手続に相当する手続を開始したとき その破産管財人又は外国の法令上これに相当する者

四 住宅宿泊仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人又は外国の法令上これに相当する者

五 住宅宿泊仲介業を廃止したとき 住宅宿泊仲介業者であった個人又は住宅宿泊仲介業者であった法人を代表する役員

2 住宅宿泊仲介業者が前項各号のいずれかに該当することとなったときは、第四十六条第一項の登録は、その効力を失う。

第二節 業務

(業務処理の原則)

第五十三条 住宅宿泊仲介業者は、信義を旨とし、誠実にその業務を行わなければならない。

(名義貸しの禁止)

第五十四条 住宅宿泊仲介業者は、自己の名義をもって、他人に住宅宿泊仲介業を営ませてはならない。

(住宅宿泊仲介業約款)

第五十五条 住宅宿泊仲介業者は、宿泊者と締結する住宅宿泊仲介業務に関する契約（第五十七条第一号及び第五十九条第一項において「住宅宿泊仲介契約」という。）に関し、住宅宿泊仲介業約款を定め、その実施前に、観光庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 観光庁長官は、前項の住宅宿泊仲介業約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該住宅宿泊仲介業者に対し、相当の期限を定めて、その住宅宿泊仲介業約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 宿泊者の正当な利益を害するおそれがあるものであるとき。

二 住宅宿泊仲介業務に関する料金その他の宿泊者との取引に係る金銭の收受及び払戻しに関する事項並びに住宅宿泊仲介業者の責任に関する事項が明確に定められていないとき。

3 観光庁長官が標準住宅宿泊仲介業約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、住宅宿泊仲介業者が、標準住宅宿泊仲介業約款と同一の住宅宿泊仲介業約款を定め、又は現に定めている住宅宿泊仲介業約款を標準住宅宿泊仲介業約款と同一のものに変更したときは、その住宅宿泊仲介業約款については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

4 住宅宿泊仲介業者は、国土交通省令で定めるところにより、住宅宿泊仲介業約款を公示しなけれ

ばならない。

(住宅宿泊仲介業務に関する料金の公示等)

第五十六条 住宅宿泊仲介業者は、その業務の開始前に、国土交通省令で定める基準に従い、宿泊者及び住宅宿泊事業者から収受する住宅宿泊仲介業務に関する料金を定め、国土交通省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 住宅宿泊仲介業者は、前項の規定により公示した料金を超えて料金を収受してはならない。

(不当な勧誘等の禁止)

第五十七条 住宅宿泊仲介業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 住宅宿泊仲介契約の締結の勧誘をするに際し、又はその解除を妨げるため、宿泊者に対し、当該住宅宿泊仲介契約に関する事項であって宿泊者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為

二 前号に掲げるもののほか、住宅宿泊仲介業に関する行為であって、宿泊者の保護に欠けるものとして国土交通省令で定めるもの

(違法行為のあっせん等の禁止)

第五十八条 住宅宿泊仲介業者又はその代理人、使用人その他の従業者は、その行う住宅宿泊仲介業務に関連して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 宿泊者に対し、法令に違反する行為を行うことをあっせんし、又はその行為を行うことに関し便宜を供与すること。

二 宿泊者に対し、法令に違反するサービスの提供を受けることをあっせんし、又はその提供を受けることに関し便宜を供与すること。

三 前二号のあっせん又は便宜の供与を行う旨の広告をし、又はこれに類する広告をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、宿泊者の保護に欠け、又は住宅宿泊仲介業の信用を失墜させるものとして国土交通省令で定める行為

(住宅宿泊仲介契約の締結前の書面の交付)

第五十九条 住宅宿泊仲介業者は、住宅宿泊仲介契約を締結しようとするときは、宿泊者に対し、当該住宅宿泊仲介契約を締結するまでに、住宅宿泊仲介契約の内容及びその履行に関する事項であって国土交通省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。

2 第三十三条第二項の規定は、宿泊者に対する前項の規定による書面の交付について準用する。

(標識の掲示)

第六十条 住宅宿泊仲介業者は、その営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令で定める様式の標識を掲げなければならない。

2 住宅宿泊仲介業者は、国土交通省令で定めるところにより、登録年月日、登録番号その他の国土交通省令で定める事項を電磁的方法により公示することができる。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

第三節 監督

(業務改善命令)

第六十一条 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、住宅宿泊仲介業者（国内に住所若しくは居所を有しない自然人又は国内に主たる事務所を有しない法人その他の団体であって、外国において住宅宿泊仲介業を営む者（以下「外国住宅宿泊仲介業者」という。）を除く。以下同じ。）に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定は、外国住宅宿泊仲介業者について準用する。この場合において、同項中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

(登録の取消し等)

第六十二条 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十九条第一項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当することとなったとき。

二 不正の手段により第四十六条第一項の登録を受けたとき。

三 その営む住宅宿泊仲介業に関し法令又は前条第一項若しくはこの項の規定による命令に違反したとき。

2 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業者が登録を受けてから一年以内に業務を開始せず、又は引き続き一年以上業務を行っていないと認めるときは、その登録を取り消すことができる。

3 第四十九条第二項の規定は、前二項の規定による処分をした場合について準用する。

第六十三条 観光庁長官は、外国住宅宿泊仲介業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を請求することができる。

一 前条第一項第一号又は第二号に該当するとき。

二 その営む住宅宿泊仲介業に関し法令に違反したとき。

三 第六十一条第二項において読み替えて準用する同条第一項又はこの項の規定による請求に応じなかったとき。

四 観光庁長官が、住宅宿泊仲介業の適正な運営を確保するため必要があると認めて、外国住宅宿泊仲介業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、外国住宅宿泊仲介業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させようとした場合において、その報告がされず、若しくは虚偽の報告がされ、又はその検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、若しくはその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

五 第四項の規定による費用の負担をしないとき。

2 観光庁長官は、外国住宅宿泊仲介業者が登録を受けてから一年以内に業務を開始せず、又は引き続き一年以上業務を行っていないと認めるときは、その登録を取り消すことができる。

3 第四十九条第二項の規定は、前二項の規定による登録の取消し又は第一項の規定による業務の停止の請求をした場合について準用する。

4 第一項第四号の規定による検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける外国住宅宿泊仲介業者の負担とする。

（登録の抹消）

第六十四条 観光庁長官は、第四十六条第二項若しくは第五十二条第二項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第六十二条第一項若しくは第二項若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

（監督処分等の公告）

第六十五条 観光庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 第六十二条第一項又は第二項の規定による処分をしたとき。

二 第六十三条第一項若しくは第二項の規定による登録の取消し又は同条第一項の規定による業務の停止の請求をしたとき。

（報告徴収及び立入検査）

第六十六条 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊仲介業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、住宅宿泊仲介業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第四節 旅行業法の特例

第六十七条 旅行者が旅行業法第二条第一項第四号に掲げる旅行業務（同条第三項に規定する旅行業務をいう。）として第二条第八項第二号に掲げる行為を取り扱う場合における同法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「旅行者」とあるのは、「旅行者及び住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第四項に規定する住宅宿泊事業者」とする。

第五章 雑則

（保健所設置市等及びその長による住宅宿泊事業等関係行政事務の処理）

第六十八条 保健所設置市等及びその長は、当該保健所設置市等の区域内において、都道府県及び都道府県知事に代わって住宅宿泊事業等関係行政事務（第二章（第三条第七項を除く。）及び第三章の規定に基づく事務であって都道府県又は都道府県知事が処理することとされているものをいう。以下同じ。）を処理することができる。

2 保健所設置市等及びその長が前項の規定により住宅宿泊事業等関係行政事務を処理しようとするときは、当該保健所設置市等の長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。

3 前項の規定による協議をした保健所設置市等の長は、住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 保健所設置市等及びその長が第一項の規定により住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する場合における住宅宿泊事業等関係行政事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令・厚生労働省令で定める。

（権限の委任）

第六十九条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

（省令への委任）

第七十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令・厚生労働省令、国土交通省令又は厚生労働省令で定める。

（経過措置）

第七十一条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第六章 罰則

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第二十二條第一項の規定に違反して、住宅宿泊管理業を営んだ者
- 二 不正の手段により第二十二條第一項又は第四十六條第一項の登録を受けた者
- 三 第三十條又は第五十四條の規定に違反して、他人に住宅宿泊管理業又は住宅宿泊仲介業を営ませた者

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条第一項の届出をする場合において虚偽の届出をした者
- 二 第十六条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

第七十四条 第四十二條第一項又は第六十二條第一項の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十五条 第十一条第一項又は第十二條の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第四項、第二十六條第一項、第五十條第一項又は第五十五條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第八条第一項（第三十六條において準用する場合を含む。）、第十三條、第三十七條第一項若しくは第二項、第三十九條又は第六十條第一項の規定に違反した者
- 三 第十四條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第十五條、第四十一條第一項若しくは第二項、第五十五條第二項又は第六十一條第一項の規定による命令に違反した者
- 五 第十七條第一項、第四十五條第一項若しくは第二項若しくは第六十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第三十一条の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をした者

七 第三十二条（第一号に係る部分に限る。）又は第五十七条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げた者

八 第三十八条の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

九 第五十五条第四項の規定に違反して、住宅宿泊仲介業約款を公示しなかった者

十 第五十六条第一項の規定に違反して、料金を公示しなかった者

十一 第五十六条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定により公示した料金を超えて料金を收受した者

第七十七条 第八条第二項（第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第八条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項を偽って告げた者は、これを拘留又は科料に処する。

第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十二条から第七十六条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第七十九条 第三条第六項、第二十八条第一項又は第五十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二九年一〇月政令二七二号により、平成三〇・六・一五から施行〕

（準備行為）

第二条 住宅宿泊事業を営もうとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第三条第二項及び第三項の規定の例により、都道府県知事（第三項前段及び第四項の規定により保健所設置市等の長が第三項前段の公示をし、その日から起算して三十日を経過した場合における当該保健所設置市等の区域にあっては、その長）に届出をすることができる。この場合において、その届出をした者は、施行日において同条第一項の届出をしたものとみなす。

2 第二十二条第一項又は第四十六条第一項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、第二十三条又は第四十七条の規定の例により、その申請を行うことができる。

3 保健所設置市等及びその長が第六十八条第一項の規定により住宅宿泊事業等関係行政事務を処理しようとするときは、当該保健所設置市等の長は、施行日前においても、同条第二項及び第三項の規定の例により、都道府県知事との協議及び住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を開始する旨の公示をすることができる。この場合において、その協議は施行日において同条第二項の規定によりした協議と、その公示は施行日において同条第三項の規定によりした公示とみなす。

4 前項前段の公示は、施行日の三十日前までにするものとする。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正）

第五条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十二年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（登録免許税法の一部改正）

第六条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（住民基本台帳法の一部改正）

第七条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（住民基本台帳法の一部改正に伴う調整規定）

第八条 施行日が通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号。次項において「通訳案内士法等改正法」という。）の施行の日前である場合には、前条のうち住民基本台帳法別表第三中二十一の二の項を二十一の三の項とし、二十一の項の次に次のように加える改正規定中「別表第三中」とあるのは、「別表第三中二十一の三の項を二十一の四の項とし、」とする。

2 前項の場合において、通訳案内士法等改正法附則第八条のうち、住民基本台帳法別表第三の二十一の二の項の改正規定中「同表の二十一の二の項」とあるのは「同表の二十一の三の項」と、「二十一の二 都道府県知事」とあるのは「二十一の三 都道府県知事」と、同表の二十一の三の項及び二十六の二の項を削る改正規定中「別表第三の二十一の三の項」とあるのは「別表第三の二十一の四の項」とする。

附 則〔令和元年六月一四日法律第三七号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二～四 〔略〕

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用

後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

住宅宿泊事業法施行令

発令 　　：平成29年10月27日政令第273号

最終改正：令和元年12月13日号外政令第183号

改正内容：令和元年12月13日号外政令第183号[令和元年12月16日]

○住宅宿泊事業法施行令

〔平成二十九年十月二十七日政令第二百七十三号〕

〔総理・財務・厚生労働・国土交通大臣署名〕

住宅宿泊事業法施行令をここに公布する。

住宅宿泊事業法施行令

内閣は、住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第十八条、第二十二條第五項、第三十三條第二項（同法第三十四條第二項及び第五十九條第二項において準用する場合を含む。）、第四十六條第五項及び第六十三條第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の基準）

第一条 住宅宿泊事業法（以下「法」という。）第十八條の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第十八條の規定による制限は、区域ごとに、住宅宿泊事業を実施してはならない期間を指定して行うこと。
- 二 住宅宿泊事業を実施する期間を制限する区域の指定は、土地利用の状況その他の事情を勘案して、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である地域内の区域について行うこと。
- 三 住宅宿泊事業を実施してはならない期間の指定は、宿泊に対する需要の状況その他の事情を勘案して、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である期間内において行うこと。

（住宅宿泊管理業者等の登録の更新の手数料）

第二条 法第二十二條第五項の政令で定める額は、一万九千七百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第二十二條第二項の登録の更新の申請をする場合にあっては、一万九千円）とする。

2 法第四十六條第五項の政令で定める額は、二万六千五百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第四十六條第二項の登録の更新の申請をする場合にあっては、二万五千七百円）とする。

（管理受託契約に係る書面等に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等）

第三条 法第三十三條第二項（法第三十四條第二項及び第五十九條第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項を電磁的方法により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けたい旨の申出があったときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

（外国住宅宿泊仲介業者の営業所等における検査に要する費用の負担）

第四条 法第六十三條第四項の政令で定める費用は、同條第一項第四号の規定による検査のため同号の職員がその検査に係る営業所又は事務所（外国にある営業所又は事務所に限る。）の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、国土交通省令で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、法の施行の日（平成三十年六月十五日）から施行する。
（特定商取引に関する法律施行令の一部改正）
- 2 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
（資金決済に関する法律施行令の一部改正）
- 3 資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
附 則〔令和元年一二月一三日政令第一八三号抄〕
（施行期日）

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律〔令和元年五月法律第一六号〕（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

住宅宿泊事業法施行規則

発令 :平成29年10月27日号外厚生労働省、国土交通省令第2号

最終改正:令和7年3月12日号外厚生労働・国土交通省令第2号

改正内容:令和7年3月12日号外厚生労働・国土交通省令第2号[令和7年4月1日]

○住宅宿泊事業法施行規則

[平成二十九年十月二十七日号外厚生労働省、国土交通省令第2号]

住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)の規定に基づき、住宅宿泊事業法施行規則を次のように定める。

住宅宿泊事業法施行規則

(法第二条第一項第一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める設備)

第一条 住宅宿泊事業法(以下「法」という。)第二条第一項第一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める設備は、次に掲げるものとする。

- 一 台所
- 二 浴室
- 三 便所
- 四 洗面設備

(法第二条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定める家屋)

第二条 法第二条第一項第二号の人の居住の用に供されていると認められる家屋として国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものであって、事業(人を宿泊させるもの又は人を入居させるものを除く。)の用に供されていないものとする。

- 一 現に人の生活の本拠として使用されている家屋
- 二 入居者の募集が行われている家屋
- 三 随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋
(人を宿泊させる日数の算定)

第三条 法第二条第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数は、毎年四月一日正午から翌年四月一日正午までの期間において人を宿泊させた日数とする。この場合において、正午から翌日の正午までの期間を一日とする。

(届出)

第四条 法第三条第一項の届出は、住宅宿泊事業を開始しようとする日の前日までに、第一号様式による届出書を提出して行うものとする。

2 法第三条第二項第六号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名
- 二 住宅宿泊管理業者の登録年月日及び登録番号
- 三 法第三十二条第一号に規定する管理受託契約の内容

3 法第三条第二項第七号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 届出をしようとする者(以下この条において「届出者」という。)の生年月日及び性別(届出者が法人である場合にあっては、その役員の生年月日及び性別)
- 二 届出者が未成年である場合においては、その法定代理人の生年月日及び性別(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員の生年月日及び性別)
- 三 届出者が法人である場合においては、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十六項に規定する法人番号をいう。)
- 四 届出者が住宅宿泊管理業者である場合においては、その登録年月日及び登録番号
- 五 届出者の連絡先
- 六 住宅の不動産番号(不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第一条第八号に規定する不動産番号をいう。)
- 七 第二条各号に掲げる家屋の別
- 八 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅又は寄宿舎の別
- 九 住宅の規模

- 十 住宅に人を宿泊させる間、届出者が不在(法第十一条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定める不在を除く。)とならない場合においては、その旨
- 十一 届出者が賃借人である場合においては、賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾している旨
- 十二 届出者が転借人である場合においては、賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾している旨
- 十三 住宅がある建物が二以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第二項に規定する区分所有者をいう。次項において同じ。)が存する建物で人の居住の用に供する専有部分(同法第二条第三項に規定する専有部分をいう。次項において同じ。)のあるものである場合においては、規約に住宅宿泊事業を営むことを禁止する旨の定めがない旨(当該規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、管理組合(マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)第二条第三号に規定する管理組合をいう。次項において同じ。)に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がない旨を含む。)

4 法第三条第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 届出者が法人である場合においては、次に掲げる書類

- イ 定款又は寄付行為
- ロ 登記事項証明書
- ハ 役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。次号及び第十四条において同じ。)の長の証明書
- ニ 住宅の登記事項証明書
- ホ 住宅が第二条第二号に掲げる家屋に該当する場合においては、入居者の募集の広告その他の当該住宅において入居者の募集が行われていることを証する書類
- ヘ 住宅が第二条第三号に掲げる家屋に該当する場合においては、当該住宅が随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類
- ト 次に掲げる事項を明示した住宅の図面
 - (1) 台所、浴室、便所及び洗面設備の位置
 - (2) 住宅の間取り及び出入口
 - (3) 各階の別
 - (4) 居室(法第五条に規定する居室をいう。第九条第四項第二号において同じ。)、宿泊室(宿泊者の就寝の用に供する室をいう。以下この号において同じ。)及び宿泊者の使用に供する部分(宿泊室を除く。)のそれぞれの床面積
- チ 届出者が賃借人である場合においては、賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面
- リ 届出者が転借人である場合においては、賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾したことを証する書面
- ヌ 住宅がある建物が二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものである場合においては、専有部分の用途に関する規約の写し
- ル ヌの場合において、規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類
- ヲ 届出者が住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理者に委託する場合においては、法第三十四条の規定により交付された書面の写し
- ワ 法第四条第二号から第四号まで、第七号及び第八号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 届出者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつては、その役員)を含む。以下この号及び次項において同じ。)が個人である場合においては、次に掲げる書類

- イ 届出者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
- ロ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書

ハ 法第四条第一号から第六号まで及び第八号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ニ 前号ニからヲまでに掲げる書類

5 都道府県知事(保健所設置市等であつて、その長が法第六十八条第一項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理するものの区域にあつては、当該保健所設置市等の長。第十六条を除き、以下同じ。)は、届出者(個人である場合に限る。)に係る本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。)のうち住民票コード以外のものについて、同法第三十条の十第一項(同項第一号に係る部分に限る。)、第三十条の十一第一項(同項第一号に係る部分に限る。)及び第三十条の十二第一項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の十五第一項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の写し又はこれらに類するものであつて氏名、生年月日及び住所を証明する書類を提出させることができる。

6 都道府県知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により届出書に添付しなければならない書類の一部を省略させることができる。

7 都道府県知事は、第一項の届出があつたときは、届出者に、届出番号を通知しなければならない。

(変更の届出)

第五条 法第三条第四項の規定による届出は、第二号様式による届出事項変更届出書を提出して行うものとする。

2 法第三条第五項において準用する同条第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類は、第四条第四項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係るものとする。

(廃業等の届出)

第六条 法第三条第六項の規定による届出は、第三号様式による廃業等届出書を提出して行うものとする。

(心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行することができない者)

第六条の二 法第四条第一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により住宅宿泊事業を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(宿泊者名簿)

第七条 法第八条第一項(法第三十六条において準用する場合を含む。第三項及び第四項において同じ。)の宿泊者名簿は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。

2 法第八条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める場所は、次の各号のいずれかに掲げる場所とする。

一 届出住宅

二 住宅宿泊事業者の営業所又は事務所

3 法第八条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、宿泊者の氏名、住所、職業及び宿泊日のほか、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号とする。

4 前項に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第八条第一項の規定による宿泊者名簿への記載に代えることができる。

(周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明)

第八条 法第九条第一項(法第三十六条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による説明は、書面の備付けその他の適切な方法により行わなければならない。

2 法第九条第一項の届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項であつて国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 騒音の防止のために配慮すべき事項

二 ごみの処理に関し配慮すべき事項

三 火災の防止のために配慮すべき事項

四 前三号に掲げるもののほか、届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項

(住宅宿泊管理業務の委託の方法)

第九条 法第十一条第一項の規定による委託は、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 届出住宅に係る住宅宿泊管理業務の全部を契約により委託すること。
 - 二 委託しようとする住宅宿泊管理業者に対し、あらかじめ、法第三条第二項の届出書及び同条第三項の書類の内容を通知すること。
- 2 法第十一条第一項第一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める居室の数は、五とする。
 - 3 法第十一条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、日常生活を営む上で通常行われる行為に要する時間の範囲内の不在とする。
 - 4 法第十一条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるときは、次の各号のいずれにも該当するときとする。
 - 一 住宅宿泊事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅が、同一の建築物内若しくは敷地内にあるとき又は隣接しているとき(住宅宿泊事業者が当該届出住宅から発生する騒音その他の事象による生活環境の悪化を認識することができないことが明らかであるときを除く。)
 - 二 届出住宅の居室であつて、それに係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊事業者が自ら行うものの数の合計が五以下であるとき。

(宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託の方法)

第十条 住宅宿泊事業者は、法第十二条の規定による委託をしようとするときは、当該委託をしようとする住宅宿泊仲介業者又は旅行者に対し、商号、名称又は氏名並びに当該委託に係る届出住宅の所在地及び届出番号を通知しなければならない。

(標識の様式)

第十一条 法第十三条の国土交通省令・厚生労働省令で定める様式は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を自ら行う者(次号及び第三号に掲げる者を除く。) 第四号様式
- 二 法第十一条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるときに届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を自ら行う者(住宅宿泊管理業者であるものを除く。) 第五号様式
- 三 届出住宅に人を宿泊させる間不在となるときに届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を自ら行う者(住宅宿泊管理業者であるものに限り。) 第六号様式
- 四 届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者へ委託する者 第六号様式

(住宅宿泊事業者の報告)

第十二条 法第十四条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 届出住宅に人を宿泊させた日数
- 二 宿泊者数
- 三 延べ宿泊者数
- 四 国籍別の宿泊者数の内訳

2 住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の十五日までに、それぞれの月の前二月における前項各号に掲げる事項を、都道府県知事に報告しなければならない。

(身分証明書の様式)

第十三条 法第十七条第二項の身分を示す証明書は、第七号様式によるものとする。

(条例の制定の際の市町村の意見聴取)

第十四条 都道府県が法第十八条の規定に基づく条例を定めようとする場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、当該都道府県の区域内の市町村の意見を聴くよう努めなければならない。

(住宅宿泊事業等関係行政事務の処理の開始の公示)

第十五条 法第六十八条第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を開始する旨
- 二 住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を開始する日

(住宅宿泊事業等関係行政事務の引継ぎ)

第十六条 都道府県知事は、法第六十八条第四項に規定する場合においては、次に掲げる事務を行わなければならない。

- 一 引き継ぐべき住宅宿泊事業等関係行政事務を保健所設置市等の長に引き継ぐこと。
- 二 引き継ぐべき住宅宿泊事業等関係行政事務に関する帳簿及び書類を保健所設置市等の長に引き渡すこと。

三 その他保健所設置市等の長が必要と認める事項を行うこと。

附 則

この省令は、法の施行の日(平成三十年六月十五日)から施行する。

附 則〔平成三十一年三月一四日厚生労働・国土交通省令第一号〕

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則〔令和元年五月七日厚生労働・国土交通省令第一号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔令和元年九月一三日厚生労働・国土交通省令第三号〕

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律〔令和元年六月法律第三七号〕の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。

附 則〔令和二年一二月二三日厚生労働・国土交通省令第三号〕

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔令和三年八月三十一日厚生労働・国土交通省令第二号〕

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則〔令和三年一〇月二二日厚生労働・国土交通省令第三号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔令和五年一二月二八日厚生労働・国土交通省令第二号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔令和七年三月一二日厚生労働・国土交通省令第二号〕

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律〔令和六年六月法律第四六号〕附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和七年四月一日)から施行する。

住宅宿泊事業届出書

(第一面)

住宅宿泊事業法第3条第1項の規定により、住宅宿泊事業の届出をします。
この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

殿

届出者 商号又は名称
氏 名
(法人である場合においては、代表者の氏名)
電 話 番 号
ファクシミリ番号

受付番号 受付年月日

*	届出番号	第	号
*	届出年月日	年	月 日

◎ 商号、名称又は氏名、住所及び連絡先

法人番号	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>
フリガナ	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>
商号、名称 又は氏名	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>
郵便番号	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>
住 所	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>
電話番号	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>

法人・個人の別
 1. 法人
 2. 個人

確認欄

◎ 代表者又は個人に関する事項

フリガナ	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>
氏 名	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>
生 年 月 日	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>
性 別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性

確認欄

備考

1 各面共通事項

- ① 届出者は、※印の欄には記入しないこと。
- ② 「生年月日」及び「登録年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

S	6	0	年	0	1	月	0	1	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

[昭和60年1月1日の場合]

M	明治	S	昭和	R	令和
T	大正	H	平成		

- ③ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ④ 「住所」及び「所在地」の欄は、「丁目」、「番」及び「号」をそれぞれ－(ダッシュ)で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例)

東	京	都	千	代	田	区	霞	が	関	2	－	1	－	3	：	：	：	：	：	：
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑤ 届出者が未成年者である場合には、法定代理人の同意書を添付すること。

2 第一面関係

- ① 法人番号は、届出者が法人である場合にのみ記入すること。
※ 法人番号とは、国税庁から指定・通知される13桁の番号。(商業登記簿の会社法人等番号12桁の左側に1桁を付加したもの)
- ② 商号、名称又は氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号、名称又は氏名」も、上段から左詰めで記入すること。
- ③ 「法人・個人の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ④ 代表者又は個人に関する事項については、法人である場合で代表者が複数存在するときには、届出者である代表者について記入し、その他の者については、第三面の役員に関する事項の欄に記入すること。
例えば、株式会社の場合で代表取締役が複数存在するときには、届出者である代表取締役について記入し、その他の者については、第三面の役員に関する事項の欄に記入すること。

3 第二面関係

- ① 法定代理人の代表者に関する事項(法人である場合)及び法定代理人の役員に関する事項(法人である場合)の届出は、届出者の法定代理人が法人である場合にのみ記入すること。
- ② 商号、名称又は氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号、名称又は氏名」も、上段から左詰めで記入すること。
- ③ 「法人・個人の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ④ 法定代理人の代表者に関する事項(法人である場合)について、代表者が複数存在するときには、その中から選任された1名の代表者について記入し、その他の者については、法定代理人の役員に関する事項(法人である場合)に記入すること。
例えば、株式会社の場合で代表取締役が複数存在するときには、その中から選任された1名の他の代表取締役について記入し、その他の者については、法定代理人の役員に関する事項(法人である場合)の欄に記入すること。
- ⑤ 第二面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

4 第三面関係

- ① 第三面は、届出者が法人である場合にのみ記入すること。
- ② 役員に関する事項の欄は、第一面で代表者として記入した者については記入しないこと。
- ③ 第三面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

5 第四面関係

- ① 住宅宿泊管理業に関する事項(住宅宿泊管理業者である場合)の届出は、届出者が住宅宿泊管理業者である場合にのみ記入すること。

- ② 営業所又は事務所に関する事項（営業所又は事務所を設ける場合）の届出は、届出者が、営業所又は事務所を設ける場合にのみ記入すること。また、営業所又は事務所ごとに作成すること。
- ③ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

（記入例）

0	3	-	5	2	5	3	-	8	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ④ 第四面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

6 第五面関係

- ① 住宅宿泊管理業務の委託に関する事項（住宅宿泊管理業務を委託する場合）の届出は、届出者が住宅宿泊管理業務を委託する場合にのみ記入すること。
- ② 商号、名称又は氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号、名称又は氏名」も、上段から左詰めで記入すること。

受付番号

受付年月日

届出番号

*									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

*									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

◎ 法定代理人の役員に関する事項 (法人である場合)

変更区分

変更後	変更年月日	-		年		月		日	<input type="checkbox"/>	1. 就退任 2. 氏名
	フリガナ									
	氏名									
	生年月日	-		年		月		日		
	性別	<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性					

変更前	フリガナ									
	氏名									
	生年月日	-		年		月		日		
	性別	<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性					

確認欄

*

◎ 役員に関する事項 (法人である場合)

変更区分

変更後	変更年月日	-		年		月		日	<input type="checkbox"/>	1. 就退任 2. 氏名
	フリガナ									
	氏名									
	生年月日	-		年		月		日		
	性別	<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性					

変更前	フリガナ									
	氏名									
	生年月日	-		年		月		日		
	性別	<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性					

確認欄

*

変更区分

変更後	変更年月日	-		年		月		日	<input type="checkbox"/>	1. 就退任 2. 氏名
	フリガナ									
	氏名									
	生年月日	-		年		月		日		
	性別	<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性					

変更前	フリガナ									
	氏名									
	生年月日	-		年		月		日		
	性別	<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性					

確認欄

*

(第四面)

受付番号

#									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

受付年月日

*									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

届出番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

◎ 住宅宿泊管理業者に関する事項(住宅宿泊管理業者である場合)

変更後	変更年月日		-		年			月			日
	登録年月日		-		年			月			日
	登録番号										

↑	変更前	登録年月日		-		年			月		日
		登録番号									

◎ 住宅に関する事項

変更後	変更年月日		-		年			月			日
	第2条各号に掲げる家屋の別	<input type="checkbox"/>	現に人の生活の本拠として使用されている家屋	<input type="checkbox"/>	入居者の募集が行われている家屋	<input type="checkbox"/>	随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋				
	住宅の建て方	<input type="checkbox"/>	一戸建ての住宅	<input type="checkbox"/>	長屋	<input type="checkbox"/>	共同住宅	<input type="checkbox"/>	寄宿舍		
	住宅の規模	居室							m ²		
			宿泊室	宿泊者の使用に供する部分(宿泊室を除く)		合計					
		階	m ²	m ²		m ²		m ²			
		階	m ²	m ²		m ²		m ²			
		階	m ²	m ²		m ²		m ²			
		合計	m ²	m ²		m ²		m ²			

↑	変更前	第2条各号に掲げる家屋の別	<input type="checkbox"/>	現に人の生活の本拠として使用されている家屋	<input type="checkbox"/>	入居者の募集が行われている家屋	<input type="checkbox"/>	随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋				
		住宅の建て方	<input type="checkbox"/>	一戸建ての住宅	<input type="checkbox"/>	長屋	<input type="checkbox"/>	共同住宅	<input type="checkbox"/>	寄宿舍		
		住宅の規模	居室							m ²		
				宿泊室	宿泊者の使用に供する部分(宿泊室を除く)		合計					
			階	m ²	m ²		m ²		m ²			
			階	m ²	m ²		m ²		m ²			
			階	m ²	m ²		m ²		m ²			
			合計	m ²	m ²		m ²		m ²			

確認欄

*

備考

1 各面共通事項

- ① 届出者は、※印の欄には記入しないこと。
- ② 「変更年月日」及び「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

S	6	0	年	0	1	月	0	1	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

M	明治	S	昭和	R	令和
T	大正	H	平成		

[昭和60年1月1日の場合]

- ③ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ④ 「住所」及び「所在地」の欄は、「丁目」、「番」及び「号」をそれぞれー(ダッシュ)で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例)

東	京	都	千	代	田	区	霞	が	関	2	-	1	-	3	:	:	:	:
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

2 第一面関係

- ① 法人番号は、届出者が法人である場合にのみ記入すること。
※ 法人番号とは、国税庁から指定・通知される13桁の番号。(商業登記簿の会社法人等番号12桁の左側に1桁を付加したもの)
- ② 商号、名称又は氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号、名称又は氏名」の欄も、上段から左詰めで記入すること。
- ③ 代表者又は個人に関する事項の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。
ア 代表者に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
イ 代表者の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

3 第二面関係

- ① 法定代理人の代表者に関する事項(法人である場合)の届出は、届出者の法定代理人が法人である場合にのみ記入すること。
- ② 商号、名称又は氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号、名称又は氏名」も、上段から左詰めで記入すること。
- ③ 法定代理人の代表者に関する事項(法人である場合)の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分の定めるところにより作成すること。
ア 代表者に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
イ 代表者の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

4 第三面関係

- ① 第三面は、届出者が法人である場合にのみ記入すること。
- ② 法定代理人の役員に関する事項(法人である場合)の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分の定めるところにより作成すること。
ア 代表者以外の役員に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
イ 代表者以外の役員に新たな者を追加した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
ウ 代表者以外の役員を削減した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

エ 代表者以外の役員の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

③ 役員に関する事項（法人である場合）の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分の定めるところにより作成すること。

ア 代表者以外の役員に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ 代表者以外の役員に新たな者を追加した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

ウ 代表者以外の役員を削減した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

エ 代表者以外の役員の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

5 第四面関係

住宅宿泊管理者に関する事項（住宅宿泊管理者である場合）の届出は、届出者が、住宅宿泊管理者である場合にのみ記入すること。また、次の区分に応じ、それぞれ当該区分の定めるところにより作成すること。

ア 住宅宿泊管理業の登録をした場合
「変更後」の欄にのみ記載すること。

イ 住宅宿泊管理業を廃業等した場合
「変更前」の欄にのみ記載すること。

6 第五面関係

① 営業所又は事務所に関する事項（営業所又は事務所を設ける場合）の届出は、届出者が、営業所又は事務所を設ける場合にのみ記入すること。また、次の区分に応じ、営業所又は事務所ごとに、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。

ア 営業所又は事務所を新設した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

イ 営業所又は事務所を廃止した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

ウ 営業所又は事務所の名称又は所在地に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

② 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれー（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

（記入例）

0	3	-	5	2	5	3	-	8	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

③ 住宅宿泊管理業務の委託に関する事項（住宅宿泊管理業務を委託する場合）の届出は、届出者が、住宅宿泊管理業務を委託する場合にのみ記入すること。

④ 商号、名称又は氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号、名称又は氏名」も、上段から左詰めで記入すること。

廃業等届出書

住宅宿泊事業法第3条第6項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

殿

届出者 住所

氏名

受付番号

*

受付年月日

*

届出時の届出番号

()


届出の理由	1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産手続開始の決定 4. 解散 5. 廃止	
商号、名称又は氏名		
届出事由の生じた日		
住宅宿泊事業に関する事項	1. 届出住宅に人を宿泊させた日数	
	2. 宿泊者数	
	3. 延べ宿泊者数	
	4. 国籍別の宿泊者数の内訳	
住宅宿泊事業者と届出人との関係	1. 相続人 2. 元代表役員 3. 破産管財人 4. 清算人 5. 本人	

- ① 届出者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「届出の理由」及び「住宅宿泊事業者と届出人との関係」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- ③ 死亡の場合にあっては、「届出事由の生じた日」の欄に死亡の事実を知った日を付記すること。
- ④ 「住宅宿泊事業に関する事項」欄は、法第14条の規定による報告をした日のうち直近のものが属する月の初日から届出事由の生じた日までにおける1.から4.までの事項を付記すること。

120ミリメートル

95ミリメートル

住宅宿泊事業（民泊）
Private Lodging Business



50ミリメートル

50ミリメートル

【 届 出 済 】
CERTIFIED

届出番号 Number	第 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日

40ミリメートル

170ミリメートル

〇 〇 県 知 事

注① 地の色は白色とし、標章は青色とすること。


② 「〇〇県知事」には、届出を受理した都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長の名前を記載すること。

120ミリメートル

95ミリメートル

住宅宿泊事業（民泊）

Private Lodging Business



50ミリメートル

50ミリメートル

届出済
CERTIFIED

届出番号 Number	第 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊事業者の 緊急連絡先 Contact number of the Registered Private Lodging Operator	

〇 〇 県 知 事

170ミリメートル

60ミリメートル

注① 地の色は白色とし、標章は青色とすること。

② 「〇〇県知事」には、届出を受理した都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長の名前を記載すること。

120ミリメートル


80ミリメートル

住宅宿泊事業（民泊）
Private Lodging Business

50ミリメートル

50ミリメートル

届出済
CERTIFIED



届出番号 Number	第 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊管理業者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	
住宅宿泊管理業者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	第 号
住宅宿泊管理業者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator	

〇 〇 県 知 事

50ミリメートル

93ミリメートル

170ミリメートル

注① 地の色は白色とし、標章は青色とすること。

② 「〇〇県知事」には、届出を受理した都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長の名前を記載すること。

第七号様式（第十三条関係）

（表 面）

第	号	年	月	日	（	年	月	日限り有効）	6cm
写真		所属局部課名							
		職 名							
		氏 名							
							年	月	日生
住宅宿泊事業法第17条第2項の規定による 立入検査証									
都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長									印
8.5cm									

（裏 面）

住宅宿泊事業法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第十七条 都道府県知事は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、届出住宅その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

五 第十七条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項若しくは第六十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

厚生労働省関係住宅宿泊事業法施行規則

発令　　：平成29年10月27日号外厚生労働省令第117号

最終改正：平成29年10月27日号外厚生労働省令第117号

改正内容：平成29年10月27日号外厚生労働省令第117号[平成30年6月15日]

○厚生労働省関係住宅宿泊事業法施行規則

〔平成二十九年十月二十七日号外厚生労働省令第百十七号〕

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第五条の規定に基づき、厚生労働省関係住宅宿泊事業法施行規則を次のように定める。

厚生労働省関係住宅宿泊事業法施行規則

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第五条に規定する厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 居室の床面積は、宿泊者一人当たり三・三平方メートル以上を確保すること。
- 二 定期的な清掃及び換気を行うこと。

附 則

この省令は、平成三十年六月十五日から施行する。

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則

発令 :平成29年10月27日号外国土交通省令第65号

最終改正:令和7年12月1日号外国土交通省令第117号

改正内容:令和7年12月1日号外国土交通省令第117号[令和7年12月1日]

○国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則

[平成二十九年十月二十七日号外国土交通省令第六十五号]

住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)及び住宅宿泊事業法施行令(平成二十九年政令第二百七十三号)の規定に基づき、国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則を次のように定める。

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則

目次

- 第一章 住宅宿泊事業(第一条・第二条)
- 第二章 住宅宿泊管理業(第三条—第二十四条)
- 第三章 住宅宿泊仲介業(第二十五条—第四十七条)
- 附則

第一章 住宅宿泊事業

(宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置)

第一条 住宅宿泊事業法(以下「法」という。)第六条の国土交通省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 国土交通大臣が定めるところにより、届出住宅に、非常用照明器具を設けること。
- 二 届出住宅に、避難経路を表示すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置として国土交通大臣が定めるもの

(外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置)

第二条 法第七条の国土交通省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 外国語を用いて、届出住宅の設備の使用方法に関する案内をすること。
- 二 外国語を用いて、移動のための交通手段に関する情報を提供すること。
- 三 外国語を用いて、火災、地震その他の災害が発生した場合における通報連絡先に関する案内をすること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置

第二章 住宅宿泊管理業

(登録の更新の申請期間)

第三条 法第二十二条第二項の登録の更新を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の九十日前から三十日前までの間に法第二十三条第一項の申請書(以下この章において「登録申請書」という。)を国土交通大臣に提出しなければならない。

(手数料)

第四条 法第二十二条第五項の手数料は、登録申請書に収入印紙を貼って納めなければならない。

(登録申請書の様式)

第五条 登録申請書は、第一号様式によるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第六条 法第二十三条第二項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十二条第一項の登録(同条第二項の登録の更新を含む。)を受けようとする者(以下この条において「登録申請者」という。)が法人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄付行為
 - ロ 登記事項証明書
 - ハ 法人税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面
 - ニ 役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。次号及び第二十八条において同じ。)の長の証明書
 - ホ 第二号様式による役員並びに相談役及び顧問の略歴を記載した書面
 - ヘ 第三号様式による相談役及び顧問の氏名及び住所並びに発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株

主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の金額を記載した書面

ト 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

チ 住宅宿泊管理業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていることを証する書類

リ 第四号様式による法第二十五条第一項第二号から第四号まで、第六号及び第八号から第十一号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 登録申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、その法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員)を含む。以下この条において同じ。)が個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 所得税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面

ロ 登録申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

ハ 第二号様式による登録申請者の略歴を記載した書面

ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書

ホ 第五号様式による財産に関する調書

ヘ 第六号様式による法第二十五条第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ト 前号チに掲げる書類

2 国土交通大臣は、登録申請者(個人である場合に限る。)に係る機構保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。第二十八条第二項において同じ。)のうち住民票コード以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第九条の二第三項第一号イ及び第二十八条第二項において同じ。)の写し又はこれらに類するものであって氏名、生年月日及び住所を証明する書類を提出させることができる。

3 国土交通大臣は、登録申請者に対し、前二項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

4 国土交通大臣は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により登録申請書に添付しなければならない書類の一部を省略させることができる。

(心身の故障により住宅宿泊管理業を的確に遂行することができない者)

第六条の二 法第二十五条第一項第一号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により住宅宿泊管理業を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(不正な行為等をするおそれがあると認められる者)

第七条 法第二十五条第一項第六号の国土交通省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 法第四十二条第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に法第二十八条第一項第四号又は第五号の規定による届出をした者(解散又は住宅宿泊管理業の廃止について相当の理由のある者を除く。)で当該届出の日から五年を経過しないもの

二 前号の期間内に法第二十八条第一項第二号、第四号又は第五号の規定による届出をした法人(合併、解散又は住宅宿泊管理業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員であった者であって前号に規定する通知があった日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあったもので当該届出の日から五年を経過しないもの

三 法第四条第三号又は第四号に該当する者

(住宅宿泊管理業を遂行するために必要と認められる財産的基礎)

第八条 法第二十五条第一項第十号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 負債の合計額が資産の合計額を超えないこと。

二 支払不能に陥っていないこと。

(住宅宿泊管理業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者)

第九条 法第二十五条第一項第十一号の国土交通省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれにも該当する者

イ 管理受託契約の締結に関する実務についての講習であって、次条から第九条の五までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録実務講習」という。)を修了した者でないこと。

ロ 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分の取引又は管理に関する契約の締結に関する実務に従事した期間が通算して二年以上である者でないこと。

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の能力を有すると認めた者でないこと。

二 住宅宿泊管理業務を適切に実施するための必要な体制が整備されていると認められない者(登録の申請)

第九条の二 前条第一号イの登録は、登録実務講習の実施に関する事務(以下「登録実務講習事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第一号イの登録を受けようとする者(以下この条において「登録実務講習事務申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録実務講習事務申請者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 登録実務講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録実務講習事務を開始しようとする年月日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名、生年月日及び住所を証明する書類

ロ 登録実務講習事務申請者の略歴を記載した書類

二 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為

ロ 登記事項証明書

ハ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面

ニ 申請に係る意思の決定を証する書類

ホ 役員の氏名及び略歴を記載した書類

三 講師が第九条の四第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する者であることを証する書類

四 登録実務講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

五 登録実務講習事務申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 その他参考となる事項を記載した書類

(欠格条項)

第九条の三 次の各号のいずれかに該当する者が行おうとする講習は、第九条第一号イの登録を受けることができない。

一 法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 第九条の十三の規定により第九条第一号イの登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(次号において「暴力団員等」という。)

四 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

五 法人であって、登録実務講習事務を行う役員のうち第一号から第三号までのいずれかに該当する者があるもの(登録の要件等)

第九条の四 国土交通大臣は、第九条の二第一項の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第九条の六第三号に掲げる基準に適合する講習を行おうとするものであること。

二 講師が次のいずれかに該当する者であること。

イ 弁護士であって、管理受託契約の締結に係る実務に関する知識を有する者

ロ 住宅宿泊管理業に二年以上従事した経験を有する者であって、管理受託契約の締結の実務に関し適切に指導

することができる能力を有する者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

2 第九条第一号イの登録は、登録実務講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録実務講習を行う者(以下「登録実務講習実施機関」という。)の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録実務講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 登録実務講習事務を開始する年月日

(登録の更新)

第九条の五 第九条第一号イの登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。ただし、前項の登録の更新を受けようとする者は、前項の登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に申請書を提出しなければならない。

(登録実務講習事務の実施に係る義務)

第九条の六 登録実務講習実施機関は、公正に、かつ、第九条の四第一項第二号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録実務講習事務を行わなければならない。

一 登録実務講習を毎年一回以上行うこと。

二 講義及び登録実務講習修了試験により登録実務講習を行うこと。

三 登録実務講習は、次に掲げる事項について行うものとし、総時間数は、おおむね二十七時間とすること。ただし、国土交通大臣の定めるところにより登録実務講習の一部を通信の方法により行う場合は、この限りでない。

イ 住宅宿泊事業法の趣旨並びに住宅宿泊管理業者の役割及び義務に関する事項

ロ 管理受託契約並びに法第三十三条第一項及び第三十四条第一項の書面の作成に関する事項

四 受講者があらかじめ受講を申し込んだ者本人であることを確認すること。

五 第三号に掲げる事項に応じ、適切な内容の教材を用いて登録実務講習を行うこと。

六 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。

七 登録実務講習修了試験は、講義の終了後に国土交通大臣の定めるところにより行い、受講者が講義の内容を十分に理解しているかどうか的確に把握できるものであること。

八 登録実務講習を実施する日時、場所その他登録実務講習の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示すること。

九 登録実務講習に関する不正行為を防止するための措置を講じること。

十 終了した登録実務講習の教材及び国土交通大臣の定めるところにより作成した登録実務講習修了試験の合格基準を公表すること。

十一 登録実務講習を修了した者(以下「修了者」という。)に対し、修了証を交付すること。

十二 登録実務講習以外の業務を行う場合にあっては、当該業務が登録実務講習事務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

(登録事項の変更の届出)

第九条の七 登録実務講習実施機関は、第九条の四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録実務講習事務規程)

第九条の八 登録実務講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録実務講習事務に関する規程を定め、当該登録実務講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 登録実務講習事務を行う時間及び休日に関する事項

二 登録実務講習の受講の申込みに関する事項

三 登録実務講習事務を行う事務所及び登録実務講習の実施場所に関する事項

四 登録実務講習に関する料金の額及びその収納の方法に関する事項

五 登録実務講習の日程、公示方法その他の登録実務講習の実施の方法に関する事項

六 講師の選任及び解任に関する事項

七 講義に用いる教材及び登録実務講習修了試験の方法に関する事項

八 修了証の交付及び再交付に関する事項

- 九 登録実務講習事務に関する秘密の保持に関する事項
- 十 登録実務講習事務に関する公正の確保に関する事項
- 十一 不正受講者の処分に関する事項
- 十二 第九条の十四第三項の帳簿その他の登録実務講習事務に関する書類の管理に関する事項
- 十三 その他登録実務講習事務に関し必要な事項
(登録実務講習事務の休廃止)

第九条の九 登録実務講習実施機関は、登録実務講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする登録実務講習事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由
(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第九条の十 登録実務講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第二十一条第二項において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録実務講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録実務講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録実務講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録実務講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - イ 電子情報処理組織(送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第十五条第一号及び第四十一条第一項第一号において同じ。)を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - ロ 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(適合命令)

第九条の十一 国土交通大臣は、登録実務講習実施機関が第九条の四第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録実務講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第九条の十二 国土交通大臣は、登録実務講習実施機関が第九条の六の規定に違反していると認めるときは、当該登録実務講習実施機関に対し、同条の規定による登録実務講習事務を行うべきこと又は登録実務講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第九条の十三 国土交通大臣は、登録実務講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録実務講習実施機関が行う登録実務講習の登録を取り消し、又は期間を定めて登録実務講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第九条の三各号(第二号を除く。)に該当するに至つたとき。
- 二 第九条の七から第九条の九まで、第九条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第九条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 第九条の十六の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 不正の手段により第九条第一号イの登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第九条の十四 登録実務講習実施機関は、登録実務講習に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 実施年月日

二 実施場所

三 受講者の受講番号、氏名、生年月日、住所及び登録実務講習修了試験の可否の別

四 修了者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了年月日、修了証の交付年月日及び修了証番号

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録実務講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録実務講習実施機関は、第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)を、登録実務講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 登録実務講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録実務講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

一 登録実務講習の受講申込書及び添付書類

二 終了した登録実務講習の教材

三 終了した登録実務講習修了試験の問題及び答案用紙

(登録実務講習事務の実施結果の報告)

第九条の十五 登録実務講習実施機関は、登録実務講習事務を実施したときは、遅滞なく、登録実務講習に関する次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 実施年月日

二 実施場所

三 受講申込者数

四 受講者数

五 修了者数

2 前項の報告書には、修了者の氏名、生年月日、住所、修了年月日、修了証の交付年月日及び修了証番号を記載した修了者一覧表、登録実務講習に用いた教材並びに登録実務講習修了試験の問題、解答及び合格基準を記載した書面を添えなければならない。

(報告の徴収)

第九条の十六 国土交通大臣は、登録実務講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録実務講習実施機関に対し、登録実務講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(公示)

第九条の十七 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第九条第一号イの登録をしたとき。

二 第九条の七の規定による届出があつたとき。

三 第九条の九の規定による届出があつたとき。

四 第九条の十三の規定により登録を取り消し、又は登録実務講習事務の停止を命じたとき。

(登録事項の変更の届出)

第十条 住宅宿泊管理業者は、法第二十六条第一項の規定による届出をしようとするときは、国土交通大臣に、第七号様式による登録事項変更届出書を提出しなければならない。

2 変更に係る事項が法人の役員の氏名であるときは、前項の登録事項変更届出書に当該役員に関する第六条第一項第一号ニ及びホに掲げる書類並びに当該役員が法第二十五条第一項第八号に該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

(廃業等の届出)

第十一条 住宅宿泊管理業者は、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、国土交通大臣に、第八

号様式による廃業等届出書を提出しなければならない。

(誇大広告をしてはならない事項)

第十二条 法第三十一条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 住宅宿泊管理業者の責任に関する事項
- 二 報酬の額に関する事項
- 三 管理受託契約の解除に関する事項

(委託者の保護に欠ける禁止行為)

第十三条 法第三十二条第二号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 管理受託契約の締結又は更新について委託者に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- 二 管理受託契約の締結又は更新をしない旨の意思(当該契約の締結又は更新の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示した委託者に対して執ように勧誘する行為
- 三 住宅宿泊管理業務の対象となる届出住宅の所在地その他の事情を勘案して、当該住宅宿泊管理業務の適切な実施を確保できないことが明らかであるにもかかわらず、当該住宅宿泊管理業務に係る管理受託契約を締結する行為(管理受託契約の締結前の説明事項)

第十四条 法第三十三条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 管理受託契約を締結する住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名並びに登録年月日及び登録番号
- 二 住宅宿泊管理業務の対象となる届出住宅
- 三 住宅宿泊管理業務の内容及び実施方法
- 四 報酬並びにその支払の時期及び方法
- 五 前号に掲げる報酬に含まれていない住宅宿泊管理業務に関する費用であつて、住宅宿泊事業者が通常必要とするもの
- 六 住宅宿泊管理業務の一部の再委託に関する事項
- 七 責任及び免責に関する事項
- 八 契約期間に関する事項
- 九 契約の更新及び解除に関する事項(情報通信の技術を利用する方法)

第十五条 法第三十三条第二項(法第三十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により書面の交付に代えて用いる同項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

- 一 電子情報処理組織を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて受信者の使用に係る電子計算機に前条に掲げる事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法
- 二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

第十六条 住宅宿泊事業法施行令(次項及び第四十四条において「令」という。)第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類は前条に掲げる方法のうち送信者が使用するものとし、示すべき電磁的方法の内容はファイルへの記録の方式とする。

(法第三十四条第一項第六号の国土交通省令で定める事項)

第十七条 法第三十四条第一項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名
- 二 住宅宿泊管理業務の内容
- 三 住宅宿泊管理業務の一部の再委託に関する定めがあるときは、その内容
- 四 責任及び免責に関する定めがあるときは、その内容
- 五 法第四十条の規定による住宅宿泊事業者への報告に関する事項

(証明書の様式)

第十八条 法第三十七条第一項の証明書の様式は、第九号様式によるものとする。

(帳簿の記載事項)

第十九条 法第三十八条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 管理受託契約を締結した年月日
 - 二 管理受託契約を締結した住宅宿泊事業者の名称
 - 三 契約の対象となる届出住宅
 - 四 受託した住宅宿泊管理業務の内容
 - 五 報酬の額
 - 六 管理受託契約における特約その他参考となる事項
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ住宅宿泊管理業者の営業所又は事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第三十八条の規定による帳簿への記載に代えることができる。
- 3 住宅宿泊管理業者は、法第三十八条に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間当該帳簿を保存しなければならない。

(標識の様式)

第二十条 法第三十九条の国土交通省令で定める様式は、第十号様式によるものとする。

(住宅宿泊事業者への定期報告)

第二十一条 住宅宿泊管理業者は、法第四十条の規定により住宅宿泊事業者への報告を行うときは、住宅宿泊管理業務を委託した住宅宿泊事業者の事業年度終了後及び管理受託契約の期間の満了後、遅滞なく、当該期間における管理受託契約に係る住宅宿泊管理業務の状況について次に掲げる事項(以下この条において「記載事項」という。)を記載した住宅宿泊管理業務報告書を作成し、これを住宅宿泊事業者に交付して説明しなければならない。

- 一 報告の対象となる期間
 - 二 住宅宿泊管理業務の実施状況
 - 三 住宅宿泊管理業務の対象となる届出住宅の維持保全の状況
 - 四 住宅宿泊管理業務の対象となる届出住宅の周辺地域の住民からの苦情の発生状況
- 2 前項の住宅宿泊管理業務報告書の交付については、当該住宅宿泊管理業務報告書が、電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。ただし、当該電磁的方法は、住宅宿泊事業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 一 電子情報処理組織(住宅宿泊管理業者の使用に係る電子計算機と住宅宿泊事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの
 - イ 住宅宿泊管理業者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて住宅宿泊事業者の使用に係る電子計算機に記載事項を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 住宅宿泊管理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて住宅宿泊事業者の閲覧に供し、当該住宅宿泊事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法
 - 二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

(公告の方法)

第二十二条 法第四十四条の規定による監督処分等の公告は、官報によるものとする。

(身分証明書の様式)

第二十三条 法第四十五条第三項において準用する法第十七条第二項の身分を示す証明書(国の職員が携帯するものを除く。)は、第十一号様式によるものとする。

(権限の委任)

第二十四条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、住宅宿泊管理業者又は法第二十二条第一項の登録を受けようとする者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第七号から第十二号までに掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第二十三条第一項の規定により登録申請書を受理すること。
- 二 法第二十四条第一項の規定により登録し、及び同条第二項の規定により通知すること。
- 三 法第二十五条の規定により登録を拒否し、及び同条第二項の規定により通知すること。

四 法第二十六条第一項の規定による届出を受理し、同条第二項の規定により登録し、及び同条第三項の規定により通知すること。

五 法第二十七条の規定により一般の閲覧に供すること。

六 法第二十八条第一項の規定による届出を受理すること。

七 法第四十一条第一項の規定により必要な措置をとるべきことを命じ、及び同項の規定により通知すること。

八 法第四十二条第一項の規定により登録を取り消し、同条第二項の規定による要請(登録の取消しに係るものに限る。)を受け、同条第三項の規定による通知(登録の取消しに係るものに限る。)をし、及び同条第四項の規定により登録を取り消すこと。

九 法第四十二条第一項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命じ、同条第二項の規定による要請(登録の取消しに係るものを除く。)を受け、及び同条第三項の規定による通知(登録の取消しに係るものを除く。)をすること。

十 法第四十三条第一項の規定により登録を抹消し、及び同条第二項の規定により通知すること。

十一 法第四十四条の規定により公告すること。

十二 法第四十五条第一項の規定により必要な報告を求め、又は立入検査させ、若しくは関係者に質問させること。

2 前項第七号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる権限で住宅宿泊管理者の従たる営業所又は事務所に關するものについては、前項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該従たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も当該権限を行うことができる。

第三章 住宅宿泊仲介業

(登録の更新の申請期限)

第二十五条 法第四十六条第二項の登録の更新を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の九十日前から六十日前までの間に法第四十七条第一項の申請書(以下この章において「登録申請書」という。)を観光庁長官に提出しなければならない。

(手数料)

第二十六条 法第四十六条第五項の手数料は、登録申請書に収入印紙を貼って納めなければならない。

(登録申請書の様式)

第二十七条 登録申請書は、第十二号様式によるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第二十八条 法第四十七条第二項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法第四十六条第一項の登録(同条第二項の登録の更新を含む。)を受けようとする者(以下この条において「登録申請者」という。)が法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

ロ 登記事項証明書又はこれに準ずるもの

ハ 役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者に該当しない旨の証明書若しくはこれに代わる書面

ニ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

ホ 住宅宿泊仲介業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていることを証する書類

ヘ 第十三号様式による法第四十九条第一項第二号から第四号まで、第六号及び第八号から第十一号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 登録申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつては、その役員)を含む。以下この条において同じ。)が個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 登録申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者に該当しない旨の証明書若しくはこれに代わる書面

ロ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの

ハ 第五号様式による財産に関する調書

ニ 第十四号様式による法第四十九条第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ホ 前号ホに掲げる書類

2 観光庁長官は、登録申請者(個人である場合に限る。)に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名、生年月日及び住所を証明する書類を提出させることができる。

3 観光庁長官は、登録申請者に対し、前二項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。
(心身の故障により住宅宿泊仲介業を的確に遂行することができない者)

第二十八条の二 法第四十九条第一項第一号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により住宅宿泊仲介業を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(不正な行為等をするおそれがあると認められる者)

第二十九条 法第四十九条第一項第六号の国土交通省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 法第六十二条第一項各号又は第六十三条第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に法第五十二条第一項第四号又は第五号の規定による届出をした者(解散又は住宅宿泊仲介業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で当該届出の日から五年を経過しないもの

二 前号の期間内に法第五十二条第一項第二号、第四号又は第五号の規定による届出をした法人(合併、解散又は住宅宿泊仲介業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員であった者であって、前号に規定する通知があった日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあったもので当該届出の日から五年を経過しないもの

三 法第五十八条各号に掲げる行為をしている者

(住宅宿泊仲介業を遂行するために必要と認められる財産的基礎)

第三十条 法第四十九条第一項第十号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 負債の合計額が資産の合計額を超えないこと。

二 支払不能に陥っていないこと。

(住宅宿泊仲介業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者)

第三十一条 法第四十九条第一項第十一号の国土交通省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 業務の執行が法令に適合することを確保するための必要な体制が整備されていると認められない者

二 宿泊者又は住宅宿泊事業者からの苦情、問合せ等に迅速かつ適切に対応するための必要な体制が整備されていると認められない者

三 契約締結の年月日、契約の相手方その他の宿泊者又は住宅宿泊事業者と締結した契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管を行うための必要な体制が整備されていると認められない者

(登録事項の変更の届出)

第三十二条 住宅宿泊仲介業者は、法第五十条第一項の規定による届出をしようとするときは、観光庁長官に、第十五号様式による登録事項変更届出書を提出しなければならない。

2 変更に係る事項が法人の役員の氏名であるときは、前項の登録事項変更届出書に当該役員に関する第二十八条第一項第一号ハに掲げる書類及び当該役員が法第四十九条第一項第八号に該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

(廃業等の届出)

第三十三条 住宅宿泊仲介業者は、法第五十二条第一項の規定による届出をしようとするときは、観光庁長官に、第十六号様式による廃業等届出書を提出しなければならない。

(住宅宿泊仲介業約款の届出)

第三十四条 法第五十五条第一項の規定による届出をしようとする者は、当該住宅宿泊仲介業約款の実施予定期日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した住宅宿泊仲介業約款設定(変更)届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 登録年月日及び登録番号

三 設定又は変更をしようとする住宅宿泊仲介業約款(変更の場合にあつては、新旧の対照を明示すること。)

四 実施予定期日

(住宅宿泊仲介業約款の記載事項)

第三十五条 住宅宿泊仲介業約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 住宅宿泊仲介業務に関する料金その他の宿泊者との取引に係る金銭の収受に関する事項
 - 二 契約の変更及び解除に関する事項
 - 三 責任及び免責に関する事項
 - 四 その他住宅宿泊仲介業約款の内容として必要な事項
- (住宅宿泊仲介業約款の公示の方法)

第三十六条 法第五十五条第四項の規定による住宅宿泊仲介業約款の公示は、継続して、次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。

- 一 営業所又は事務所における掲示
 - 二 インターネットによる公開
- (住宅宿泊仲介業務に関する料金の制定基準)

第三十七条 法第五十六条第一項の国土交通省令で定める基準は、住宅宿泊仲介業務に関する料金が契約の種類及び内容に応じて定率、定額その他の方法により定められ、宿泊者及び住宅宿泊事業者にとって明確であることとする。

(住宅宿泊仲介業務に関する料金の公示の方法)

第三十八条 法第五十六条第一項の規定による住宅宿泊仲介業務に関する料金の公示は、継続して、次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。

- 一 営業所又は事務所における掲示
 - 二 インターネットによる公開
- (禁止行為)

第三十九条 法第五十八条第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 宿泊者に対し、特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要する行為
 - 二 宿泊のサービスを提供する者と取引を行う際に、当該者が法第三条第一項の届出をした者であるかどうかの確認を怠る行為
- (住宅宿泊仲介契約の締結前の説明事項)

第四十条 法第五十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅宿泊仲介契約を締結する住宅宿泊仲介業者の商号、名称又は氏名並びに登録年月日及び登録番号
 - 二 宿泊サービス提供契約を締結する住宅宿泊事業者の商号、名称又は氏名及び届出番号
 - 三 宿泊者が宿泊する届出住宅
 - 四 宿泊者の宿泊日
 - 五 宿泊者が住宅宿泊仲介業者に支払うべき対価及び報酬並びにこれらの支払の時期及び方法
 - 六 前号に掲げる対価によって提供を受けることができる宿泊のサービスの内容
 - 七 第五号に掲げる対価に含まれていない宿泊に関する費用であつて、宿泊者が通常必要とするもの
 - 八 契約の申込方法及び契約の成立に関する事項
 - 九 責任及び免責に関する事項
 - 十 契約の変更及び解除に関する事項
 - 十一 宿泊者の資格を定める場合においては、その旨及び当該資格
 - 十二 宿泊者が宿泊する届出住宅の所在地を勘案して、宿泊者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合においては、その旨及び当該情報
- (情報通信の技術を利用する方法)

第四十一条 法第五十九条第二項において準用する法第三十三条第二項の規定により書面の交付に代えて用いる同項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を利用する方法のうち、イ、ロ又はハに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて受信者の使用に係る電子計算機に前条に掲げる事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法
 - ハ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(専ら受信者の用に供するものに限る。次項第二号において「顧客ファイル」という。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供する方法

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一 前項第一号イ又はロに掲げる方法にあつては、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。

二 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、顧客ファイルへの記録がされた記載事項を、当該顧客ファイルに記録された時を始期とし、当該記載事項に係る宿泊のサービスの提供が終了した日の翌日から起算して二年を経過した日（同日以前に当該宿泊のサービスについて苦情の申出があつたときは、同日と当該苦情が解決した日のいずれか遅い日）を終期とする期間、消去し、又は改変することができないものであること。

（標識の様式）

第四十二条 法第六十条第一項の国土交通省令で定める様式は、第十七号様式によるものとする。

（住宅宿泊仲介業者による登録年月日等の公示）

第四十三条 住宅宿泊仲介業者は、法第六十条第二項の規定による公示をするときは、同項に規定する事項を、当該事項を閲覧しようとする者の使用に係る電子計算機の映像面において、当該者にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにしなければならない。

2 法第六十条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録年月日

二 登録番号

三 登録の有効期間が満了する年月日

四 商号、名称又は氏名

（旅費の額）

第四十四条 令第四条の旅費の額に相当する額（次条及び第四十六条において「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条及び第四十六条第三項において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。第四十六条第二項において「旅費法施行令」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

（在勤官署の所在地）

第四十五条 旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

（旅費の額の計算に係る細目）

第四十六条 検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。

2 旅費法施行令第四条の渡航雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

3 国土交通大臣が、旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

（公告の方法）

第四十七条 法第六十五条の規定による監督処分等の公告は、官報によるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成三十年六月十五日）から施行する。ただし、次条から附則第四条までの規定は、平成三十年三月十五日から施行する。

（国土交通省組織規則の一部改正）

第二条 国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（地方整備局組織規則の一部改正）

第三条 地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第四条 北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則[令和元年五月七日国土交通省令第一号]

この省令は、公布の日から施行する。

附 則[令和元年九月一三日国土交通省令第三四号抄]

(施行期日)

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律[令和元年六月法律第三七号](以下「整備法」という。)の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。〔後略〕

附 則[令和元年一二月一六日国土交通省令第四七号抄]

(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律[令和元年五月法律第一六号]の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附 則[令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号]

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則[令和三年八月三十一日国土交通省令第五三号]

(施行期日)

1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則[令和三年一〇月二二日国土交通省令第六八号抄]

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則[令和五年七月一九日国土交通省令第五七号]

この省令は、公布の日から施行する。

附 則[令和六年三月二九日国土交通省令第二六号抄]

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則[令和六年五月二七日国土交通省令第六二号]

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律[令和元年五月法律第一六号]附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日(令和六年五月二十七日)から施行する。

附 則[令和七年三月三十一日国土交通省令第二三号]

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

附 則[令和七年一二月一日国土交通省令第一一七号]

この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、〔中略〕第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

住宅宿泊管理業者登録申請書

(第一面)

住宅宿泊事業法第23条第1項の規定により、住宅宿泊管理業者の登録の申請をします。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

地方整備局長 殿
北海道開発局長

登録申請者 商号又は名称
氏 名
(法人である場合においては、代表者の氏名)
電 話 番 号
ファクシミリ番号

受付番号 *

受付年月日 *

申請時の登録番号 ()

(有効期間： 年 月 日～ 年 月 日)

登録の種類	* 登録番号	国土交通大臣登録() 第	号
<input type="checkbox"/> 1. 新規	* 登録年月日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 2. 更新	* 有効期間	年 月 日から	年 月 日まで

項番 ◎ 商号、名称又は氏名及び住所

法人・個人の別

11	法人番号	<input type="text"/>
	フリガナ	<input type="text"/>
	商号、名称 又は氏名	<input type="text"/>
	郵便番号	<input type="text"/> - <input type="text"/>
	住 所	<input type="text"/>

1. 法人
 2. 個人

確認欄

◎ 代表者又は個人に関する事項

12	フリガナ	<input type="text"/>
	氏 名	<input type="text"/>
	生 年 月 日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性

確認欄

受付番号

*					
---	--	--	--	--	--

申請時の登録番号

()

--	--	--	--	--	--

項番

31

◎ 既に有している免許又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
宅地建物取引業法第3条第1項の 免許		
マンションの管理の適正化の推進 に関する法律第44条第1項の登録		
国土交通大臣の登録を受けている 賃貸住宅管理業者		

登録免許税納付書・領収証書、収入印紙又は証紙はり付け欄

(消印してはならない。)

備考

1 各面共通事項

- ① 登録申請者は、※印の欄には記入しないこと。
- ② 「申請時の登録番号」の欄は、更新の場合にのみ記入すること。
- ③ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ④ 「住所」及び「所在地」の欄は、「丁目」、「番」及び「号」をそれぞれー(ダッシュ)で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例)

東	京	都	千	代	田	区	霞	が	関	2	-	1	-	3					
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--

- ⑤ 「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

S	-	6	:	0	年	0	:	1	月	0	:	1	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 [昭和60年1月1日の場合]

M	明治	S	昭和	R	令和
T	大正	H	平成		

- ⑥ 登録申請者が未成年者である場合においては、法定代理人の同意書を添付すること。

2 第一面関係

- ① 「登録の種類」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ② 法人番号は、登録申請者が法人である場合にのみ記入すること。
※ 法人番号とは、国税庁から指定・通知される13桁の番号。(商業登記簿の会社法人等番号12桁の左側に1桁を付加したもの)
- ③ 商号、名称又は氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号、名称又は氏名」も、上段から左詰めで記入すること。
- ④ 「法人・個人の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ⑤ 代表者又は個人に関する事項については、法人である場合で代表者が複数存在するときには、登録申請者である代表者について記入し、その他の者については、第三面の役員に関する事項の欄に記入すること。
例えば、株式会社の場合で代表取締役が複数存在するときには、登録申請者である代表取締役について記入し、その他の者については、第三面の役員に関する事項の欄に記入すること。

3 第二面関係

- ① 法定代理人の代表者に関する事項(法人である場合)及び法定代理人の役員に関する事項(法人である場合)の届出は、登録申請者の法定代理人が法人である場合にのみ記入すること。
- ② 「商号、名称又は氏名」の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号、名称又は氏名」も、上段から左詰めで記入すること。
- ③ 「法人・個人の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ④ 法定代理人の代表者に関する事項(法人である場合)について、代表者が複数存在するときには、その中から選任された1名の代表者について記入し、その他の者については、法定代理人の役員に関する事項(法人である場合)に記入すること。
例えば、株式会社の場合で代表取締役が複数存在するときには、その中から選任された1名の代表取締役について記入し、その他の者については、法定代理人の役員に関する事項(法人である場合)の欄に記入すること。
- ⑤ 第二面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

4 第三面関係

- ① 第三面は、登録申請者が法人である場合にのみ記入すること。
- ② 役員に関する事項の欄は、第一面で代表者として記入した者については記入しないこと。
- ③ 第三面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

5 第四面関係

- ① 第四面は、住宅宿泊管理業を営む営業所又は事務所についてのみ記入すること。
- ② 「営業所又は事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ③ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例)

0	3	-	5	2	5	3	-	8	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ④ 第四面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

6 第五面関係

「免許等の年月日」の欄は、免許の有効期間の開始日ではなく、免許を与えられた年月日（免許の有効期間の開始日の前日）を記入すること。

第二号様式（第六条関係）

略 歴 書

住 所			
(フリガナ) 氏 名		生年月日	年 月 日
職 名			
職 歴	期 間		従事した職務の内容
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

添 付 書 類

（第一面）

相談役及び顧問（法人の場合）

受付番号

*							
---	--	--	--	--	--	--	--

申請時の登録番号

()

--	--	--	--	--	--	--	--

41	就任年月日	—		年		月		日
	フリガナ							
	氏名							
	生年月日	—		年		月		日
	性別	<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性			
	住所							

確認欄

*

41	就任年月日	—		年		月		日
	フリガナ							
	氏名							
	生年月日	—		年		月		日
	性別	<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性			
	住所							

確認欄

*

41	就任年月日	—		年		月		日
	フリガナ							
	氏名							
	生年月日	—		年		月		日
	性別	<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性			
	住所							

確認欄

*

41	就任年月日	—		年		月		日
	フリガナ							
	氏名							
	生年月日	—		年		月		日
	性別	<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性			
	住所							

確認欄

*

備考

1 各面共通事項

- ① この書面は、登録申請者が法人である場合にのみ記入すること。
- ② 登録申請者は、※印の欄には記入しないこと。
- ③ 「申請時の登録番号」の欄は、更新の場合にのみ記入すること。
- ④ 「住所」及び「住所又は所在地」の欄は、「丁目」、「番」及び「号」をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例)

東	京	都	千	代	田	区	霞	が	関	2	-	1	-	3					
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--

- ⑤ 第一面又は第二面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

2 第一面関係

- ① 「就任年月日」及び「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

S	-	6	0	年	0	1	月	0	1	日	M	明治	S	昭和	R	令和
											T	大正	H	平成		

[昭和60年1月1日の場合]

- ② 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。

3 第二面関係

- ① 氏名又は名称のフリガナの欄は、カタカナで、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名又は名称」の欄も左詰めで記入すること。なお、株主又は出資者が個人である場合には、姓と名の間に1文字分空けて記入すること。
- ② 「生年月日」の欄は、株主又は出資者が個人である場合にのみ記入すること。その場合に最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

S	-	6	0	年	0	1	月	0	1	日	M	明治	S	昭和	R	令和
											T	大正	H	平成		

[昭和60年1月1日の場合]

- ③ 「割合」の欄は、株式会社にあつては該当する株主につき保有株式の発行済株式総数に対する割合を、その他の法人にあつては該当する出資者につき出資金額の出資金総額に対する割合を記入すること。

第四号様式（第六条関係）

誓 約 書

(法人用)

登録申請者及び登録申請者の役員は、住宅宿泊事業法第25条第1項第2号から第4号まで、第6号及び第8号から第11号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

商号又は名称
代表者の氏名

地方整備局長

殿

北海道開発局長

第五号様式 (第六条及び第二十八条関係)

財産に関する調書

年 月 日現在

資 産	価 格	摘 要
資 産 現 金 預 金 有 価 証 券 未 収 入 金 土 地 建 物 備 品 権 利 そ の 他 計		
負 債 借 入 金 未 払 金 預 り 金 前 受 金 そ の 他 計		

備 考

- ①この調書は、登録申請者が個人である場合のみ、記入すること。
- ②「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権その他の無形固定資産をいう。

第六号様式（第六条関係）

誓 約 書

(個人用)

登録申請者、法定代理人及び法定代理人の役員は、住宅宿泊事業法第25条第1項第1号から第7号まで及び第9号から第11号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

氏 名
[法定代理人
商号又は名称
氏 名
(法人である場合においては、代表者の氏名)]

地方整備局長

殿

北海道開発局長

登録事項変更届出書

(第一面)

住宅宿泊事業法第26条第1項の規定により、登録事項の変更の届出をします。

年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長 殿

登録申請者 商号又は名称
氏 名
(法人である場合においては、代表者の氏名)
電 話 番 号
ファクシミリ番号

受付番号 受付年月日 届出時の登録番号 ()

項番 ① 商号、名称又は氏名及び住所

変 更 後	変更年月日	-	年	月	日	
	法人番号	<input type="text"/>				
	フリガナ	<input type="text"/>				
	商号、名称 又は氏名	<input type="text"/>				
	郵便番号	-	<input type="text"/>			
	住 所	<input type="text"/>				

変 更 前	フリガナ	<input type="text"/>				
	商号、名称又は氏名	<input type="text"/>				
	住 所	<input type="text"/>				

確認欄

項番 ② 代表者又は個人に関する事項

変更区分

変 更 後	変更年月日	-	年	月	日	<input type="checkbox"/> 1. 就退任	<input type="checkbox"/> 2. 氏名
	フリガナ	<input type="text"/>					
	氏 名	<input type="text"/>					
	生年月日	-	年	月	日		
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性				

変 更 前	フリガナ	<input type="text"/>				
	氏 名	<input type="text"/>				
	生年月日	-	年	月	日	
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性			

確認欄

(第二面)

受付番号

受付年月日

届出時の登録番号 ()

項番

◎ 法定代理人に関する事項

13

変更後

変更年月日 - 年 月 日

フリガナ

商号、名称
又は氏名

郵便番号 -

住所

生年月日 - 年 月 日

性別 男性 女性

変更前

フリガナ

商号、名称
又は氏名

住所

生年月日 - 年 月 日

性別 男性 女性

確認欄
*

◎ 法定代理人の代表者に関する事項 (法人である場合)

変更区分

14

変更後

変更年月日 - 年 月 日 1. 就退任 2. 氏名

フリガナ

氏名

生年月日 - 年 月 日

性別 男性 女性

変更前

フリガナ

氏名

生年月日 - 年 月 日

性別 男性 女性

確認欄
*

受付番号

受付年月日

届出時の登録番号 ()

変更区分
 1. 新設・廃止
 2. 名称・所在地

項番 ◎ 営業所又は事務所に関する事項

30

変更後

変 更 年 月 日	-	年	月	日
営業所又は事務所の別	1. 主たる営業所又は事務所 2. 従たる営業所又は事務所			
営業所又は事務所の名称				
郵便番号	-			
所在地				
電話番号				

変更前

営業所又は事務所の別	1. 主たる営業所又は事務所 2. 従たる営業所又は事務所			
営業所又は事務所の名称				
所在地				

確認欄

変更区分
 1. 新設・廃止
 2. 名称・所在地

◎ 営業所又は事務所に関する事項

30

変更後

変 更 年 月 日	-	年	月	日
営業所又は事務所の別	1. 主たる営業所又は事務所 2. 従たる営業所又は事務所			
営業所又は事務所の名称				
郵便番号	-			
所在地				
電話番号				

変更前

営業所又は事務所の別	1. 主たる営業所又は事務所 2. 従たる営業所又は事務所			
営業所又は事務所の名称				
所在地				

確認欄

受付番号

受付年月日

届出時の登録番号 ()

項番 ◎ 既に有している免許又は登録

31

変更後	変 更 年 月 日	—	年	月	日
	業の種類	免許等の番号		免許等の年月日	
	宅地建物取引業法第3条第1項の免許				
	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第44条第1項の登録				
	国土交通大臣の登録を受けている賃貸住宅管理業者				

変更前	業の種類	免許等の番号		免許等の年月日	
	宅地建物取引業法第3条第1項の免許				
	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第44条第1項の登録				
	国土交通大臣の登録を受けている賃貸住宅管理業者				

確認欄

※

備考

1 各面共通事項

- ① 登録申請者は、※印の欄には記入しないこと。
- ② 「変更年月日」及び「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

S	6	0
---	---	---

年

0	1
---	---

月

0	1
---	---

日
[昭和60年1月1日の場合]

M	明治	S	昭和	R	令和
T	大正	H	平成		

- ③ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ④ 「住所」及び「所在地」の欄は、「丁目」、「番」及び「号」をそれぞれ一(ダッシュ)で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例)

東	京	都	千	代	田	区	霞	が	関	2	-	1	-	3						
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--

2 第一面関係

- ① 法人番号は、登録申請者が法人である場合にのみ記入すること。
※ 法人番号とは、国税庁から指定・通知される13桁の番号。(商業登記簿の会社法人等番号12桁の左側に1桁を付加したもの)
- ② 商号、名称又は氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号、名称又は氏名」の欄も、上段から左詰めで記入すること。
- ③ 代表者又は個人に関する事項の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。
ア 代表者に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
イ 代表者の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

3 第二面関係

- ① 法定代理人の代表者に関する事項及び法定代理人の役員に関する事項の届出は、登録申請者の法定代理人が法人である場合にのみ記入すること。
- ② 商号、名称又は氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号、名称又は氏名」も、上段から左詰めで記入すること。
- ③ 法定代理人の代表者に関する事項(法人である場合)の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分の定めるところにより作成すること。
ア 代表者に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
イ 代表者の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
- ④ 法定代理人の役員に関する事項(法人である場合)の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分の定めるところにより作成すること。
ア 代表者以外の役員に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
イ 代表者以外の役員に新たな者を追加した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
ウ 代表者以外の役員を削減した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
エ 代表者以外の役員の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

4 第三面関係

- ① 第三面は、登録申請者が法人である場合にのみ記入すること。
- ② 役員に関する事項（法人である場合）の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分の定めるところにより作成すること。
 - ア 代表者以外の役員に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
 - イ 代表者以外の役員に新たな者を追加した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
 - ウ 代表者以外の役員を削減した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
 - エ 代表者以外の役員の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

5 第四面関係

- ① 営業所又は事務所に関する事項の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。
 - ア 営業所又は事務所を新設した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
 - イ 営業所又は事務所を廃止した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
 - ウ 営業所又は事務所の名称又は所在地に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
- ② 「営業所又は事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ③ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例)

0	3	-	5	2	5	3	-	8	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ④ 第四面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

6 第五面関係

- ① 同一の免許等の番号で免許等の年月日のみ変更された場合は、変更届出書の提出は不要。
- ② 「免許等の年月日」の欄は、免許の有効期間の開始日ではなく、免許を与えられた年月日を記入すること。

廃業等届出書

住宅宿泊事業法第28条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長 殿

届出者 住所

氏名

受付番号 * 受付年月日 * 届出時の登録番号 ()

届出の理由	1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産手続開始の決定 4. 解散 5. 廃止
商号、名称又は氏名	
届出事由の生じた日	
住宅宿泊管理業者と届出人との関係	1. 相続人 2. 元代表役員 3. 破産管財人 4. 清算人 5. 本人

備考

- ① 届出者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「届出の理由」及び「住宅宿泊管理業者と届出人との関係」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- ③ 死亡の場合にあっては、「届出事由の生じた日」の欄に死亡の事実を知った日を付記すること。

第十号様式（第二十条関係）

標 識

住宅宿泊管理業者登録票	
登録番号	国土交通大臣（ ）第 号
登録年月日	年 月 日
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
商号、名称又は氏名	
主たる営業所又は事務所の所在地	電話番号（ ）

← 35cm以上 →

↑ 25cm以上 ↓

第十一号様式（第二十三条関係）

（表 面）

第 号	年 月 日	(年 月 日限り有効)	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写 真 </div>	所属局部課名 職 名 氏 名 年 月 日生		
住宅宿泊事業法第45条第3項において準用する同法第17条第2項の規定による 立入検査証			
都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長			印

8.5cm

6cm

（裏 面）

住宅宿泊事業法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第十七条 都道府県知事は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、届出住宅その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告徴収及び立入検査）

第四十五条 国土交通大臣は、住宅宿泊管理業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊管理業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、住宅宿泊管理業者の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事は、住宅宿泊管理業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊管理業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、住宅宿泊管理業者の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 第十七条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による立入検査について準用する。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

五 第十七条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項若しくは第六十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

住宅宿泊仲介業者登録申請書

(第一面)

住宅宿泊事業法第47条第1項の規定により、住宅宿泊仲介業者の登録の申請をします。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

観光庁長官 殿

登録申請者 商号又は名称
氏 名
(法人である場合においては、代表者の氏名)
電 話 番 号
ファクシミリ番号

受付番号

※									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

受付年月日

※									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申請時の登録番号

()									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

登録の
種類

1. 新規 2. 更新

(有効期間: 年 月 日～ 年 月 日)

※	登録番号	観光庁長官登録 () 第 号		
※	登録年月日	年	月	日
※	有効期間	年	月	日から
		年	月	日まで

◎ 商号、名称又は氏名及び住所

法人番号									
フリガナ									
商号、名称 又は氏名									
郵便番号			-						
住 所									

法人・個人の別

1. 法人
2. 個人

確認欄

◎ 代表者又は個人に関する事項

フリガナ									
氏 名									
生 年 月 日			-		年		月		日
性 別	<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性					

確認欄

受付番号

*									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申請時の登録番号

()									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

◎ 法定代理人に関する事項

フリガナ											
商号、名称 又は氏名											
郵便番号		-									
住所											
生年月日		-		年		月			日		
性別	<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性							

法人・個人の別

1. 法人
 2. 個人

確認欄

*

◎ 法定代理人の代表者に関する事項 (法人である場合)

フリガナ											
氏名											
生年月日		-		年		月			日		
性別	<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性							

確認欄

*

◎ 法定代理人の役員に関する事項 (法人である場合)

フリガナ											
氏名											
生年月日		-		年		月			日		
性別	<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性							

確認欄

*

フリガナ											
氏名											
生年月日		-		年		月			日		
性別	<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性							

確認欄

*

フリガナ											
氏名											
生年月日		-		年		月			日		
性別	<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性							

確認欄

*

フリガナ											
氏名											
生年月日		-		年		月			日		
性別	<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性							

確認欄

*

登録免許税納付書・領収証書、収入印紙又は証紙はり付け欄

(消印してはならない。)

備考

1 各面共通事項

- ① 登録申請者は、※印の欄には記入しないこと。
- ② 「申請時の登録番号」の欄は、更新の場合にのみ記入すること。
- ③ 「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

S	6	0	年	0	1	月	0	1	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

[昭和60年1月1日の場合]

M	明治	S	昭和	R	令和
T	大正	H	平成		

- ④ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ⑤ 「住所」及び「所在地」の欄は、「丁目」、「番」及び「号」をそれぞれー(ダッシュ)で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例)

東	京	都	千	代	田	区	霞	が	関	2	-	1	-	3					
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--

- ⑥ 登録申請者が未成年者である場合においては、法定代理人の同意書を添付すること。

2 第一面関係

- ① 「登録の種類」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ② 法人番号は、登録申請者が法人である場合のみ記入すること。
※ 法人番号とは、国税庁から指定・通知される13桁の番号。(商業登記簿の会社法人等番号12桁の左側に1桁を付加したもの)
- ③ 商号、名称又は氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号、名称又は氏名」も、上段から左詰めで記入すること。
- ④ 「法人・個人の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ⑤ 代表者又は個人に関する事項については、法人である場合で代表者が複数存在するときには、登録申請者である代表者について記入し、その他の者については、第三面の役員に関する事項の欄に記入すること。
例えば、株式会社の場合で代表取締役が複数存在するときには、登録申請者である代表取締役について記入し、その他の者については、第三面の役員に関する事項の欄に記入すること。

3 第二面関係

- ① 法定代理人の代表者に関する事項(法人である場合)及び法定代理人の役員に関する事項(法人である場合)の届出は、登録申請者の法定代理人が法人である場合のみ記入すること。
- ② 商号、名称又は氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号、名称又は氏名」も、上段から左詰めで記入すること。
- ③ 「法人・個人の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ④ 法定代理人の代表者に関する事項(法人である場合)について、代表者が複数存在するときには、その中から選任された1名の代表者について記入し、その他の者については、法定代理人の役員に関する事項(法人である場合)に記入すること。
例えば、株式会社の場合で代表取締役が複数存在するときには、その中から選任された1名の他の代表取締役について記入し、その他の者については、法定代理人の役員に関する事項(法人である場合)の欄に記入すること。
- ⑤ 第二面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

4 第三面関係

- ① 第三面は、登録申請者が法人である場合のみ記入すること。
- ② 役員に関する事項の欄は、第一面で代表者として記入した者については記入しないこと。
- ③ 第三面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

5 第四面関係

- ① 第四面は、営業所又は事務所ごとに作成すること。
- ② 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

（記入例）

0	3	-	5	2	5	3	-	8	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ③ 第四面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

誓 約 書

（法人用）

登録申請者及び登録申請者の役員は、住宅宿泊事業法第49条第1項第2号から第4号まで、第6号及び第8号から第11号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

商号又は名称
代表者の氏名

観光庁長官 殿

誓 約 書

(個人用)

登録申請者、法定代理人及び法定代理人の役員は、住宅宿泊事業法第49条第1項第1号から第7号まで及び第9号から第11号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

氏 名
[法定代理人
商号又は名称
氏 名
(法人である場合においては、代表者の氏名)]

観光庁長官 殿

(第四面)

受付番号

*					
---	--	--	--	--	--

受付年月日

*					
---	--	--	--	--	--

届出時の登録番号

()

--	--	--	--	--	--

◎ 営業所又は事務所に関する事項

変更区分

変 更 後	変 更 年 月 日		-		年		月		日		1. 新設・廃止 2. 名称・所在地
	営業所又は事務所の 名 称										
	郵 便 番 号			-							
	所 在 地										
	電 話 番 号										

変 更 前	営業所又は事務所の 名 称										
	所 在 地										

確認欄

*

備考

1 各面共通事項

- ① 登録申請者は、※印の欄には記入しないこと。
- ② 「変更年月日」及び「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

S	-	6	0	年	0	1	月	0	1	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

[昭和60年1月1日の場合]

M	明治	S	昭和	R	令和
T	大正	H	平成		

- ③ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ④ 「住所」及び「所在地」の欄は、「丁目」、「番」及び「号」をそれぞれ一(ダッシュ)で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例)

東	京	都	千	代	田	区	霞	が	関	2	-	1	-	3					
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--

2 第一面関係

- ① 法人番号は、登録申請者が法人である場合にのみ記入すること。
※ 法人番号とは、国税庁から指定・通知される13桁の番号。(商業登記簿の会社法人等番号12桁の左側に1桁を付加したもの)
- ② 商号、名称又は氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号、名称又は氏名」の欄も、上段から左詰めで記入すること。
- ③ 代表者又は個人に関する事項の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。
ア 代表者に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
イ 代表者の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

3 第二面関係

- ① 法定代理人の代表者に関する事項(法人である場合)及び法定代理人の役員に関する事項(法人である場合)の届出は、登録申請者の法定代理人が法人である場合にのみ記入すること。
- ② 商号、名称又は氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号、名称又は氏名」も、上段から左詰めで記入すること。
- ③ 法定代理人の代表者に関する事項(法人である場合)の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分の定めるところにより作成すること。
ア 代表者に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
イ 代表者の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
- ④ 法定代理人の役員に関する事項(法人である場合)の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分の定めるところにより作成すること。
ア 代表者以外の役員に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
イ 代表者以外の役員に新たな者を追加した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
ウ 代表者以外の役員を削減した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
エ 代表者以外の役員の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

4 第三面関係

- ① 第三面は、登録申請者が法人である場合にのみ記入すること。
- ② 役員に関する事項（法人である場合）の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分の定めるところにより作成すること。
 - ア 代表者以外の役員に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
 - イ 代表者以外の役員に新たな者を追加した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
 - ウ 代表者以外の役員を削減した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
 - エ 代表者以外の役員の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

5 第四面関係

- ① 第四面は、営業所又は事務所ごとに作成すること。
- ② 営業所又は事務所に関する事項の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。
 - ア 営業所又は事務所を新設した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
 - イ 営業所又は事務所を廃止した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
 - ウ 営業所又は事務所の名称又は所在地に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
- ③ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ一（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例)

0	3	-	5	2	5	3	-	8	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

廃業等届出書

住宅宿泊事業法第52条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

観光庁長官 殿

届出者 住所

氏名

受付番号

*

受付年月日

*

届出時の登録番号

()

届出の理由	1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産手続開始の決定又は外国の法令上破産手続に相当する手続の開始 4. 解散 5. 廃止
商号、名称又は氏名	
届出事由の生じた日	
住宅宿泊仲介業者と届出人との関係	1. 相続人 2. 元代表役員 3. 破産管財人又は外国の法令上これに相当する者 4. 清算人又は外国の法令上これに相当する者 5. 本人

備考

- ① 届出者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「届出の理由」及び「住宅宿泊仲介業者と届出人との関係」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- ③ 死亡の場合にあっては、「届出事由の生じた日」の欄に死亡の事実を知った日を付記すること。

第十七号様式（第四十二条関係）

標 識

住 宅 宿 泊 仲 介 業 者 登 録 票 Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance with the provisions of the private Lodging Business Act	
登 録 番 号 Number	観光庁長官（ ）第 号
登 録 年 月 日 Date of License	年 月 日
登 録 の 有 効 期 間 Term of Validity	年 月 日から 年 月 日まで
商 号 、 名 称 又 は 氏 名 Name	

← 35cm以上 →

↑ 30cm以上 ↓

○世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例

平成30年3月6日条例第33号

世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、国内外からの観光旅客の区への滞在等を促進する区内での住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。以下同じ。）の実施について、法第18条の規定に基づき区域を定めて期間を制限することにより、住宅宿泊事業の適正な運営を確保し、住宅宿泊事業に起因する区民の生活環境の悪化を防止することを目的とする。

(実施の制限)

第2条 法第18条の規定に基づき定める区域及び住宅宿泊事業の実施を制限する期間は、次のとおりとする。ただし、第1号に規定する区域のうち、第2号に規定する住宅宿泊事業の実施を制限する期間を緩和しても区民の生活環境が悪化するおそれがないと区長が認める区域にあっては、当該期間を区長が相当と認める期間に変更することができる。

- (1) 区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
- (2) 住宅宿泊事業の実施を制限する期間 月曜日の正午から土曜日の正午まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む場合にあっては、当該休日の正午から当該休日の翌日の正午までの期間を除く。）

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。

(検討)

- 2 区は、この条例の施行後1年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例施行規則

平成30年3月6日規則第26号

世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第33号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(敷地が区域の内外にわたる場合の取扱い)

第2条 条例第2条の規定により住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。以下同じ。）の実施を制限する場合において、住宅宿泊事業を実施しようとする住宅（法第2条第1項に規定する住宅をいう。）の敷地が条例第2条の規定による制限を受ける区域の内外にわたるときは、当該敷地の全部について、当該敷地の過半の属する区域の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

